

●

令和 5 年度

(2 0 2 3 年度)

当初予算案及び

主要施策の概要

甲 良 町

目 次

I. 総括	1
II. 当初予算会計別総括表	2
III. 一般会計予算の状況	
1 歳入（款別）	3
2 歳入（性質別）	4
3 歳入の主な増減理由	5
4 歳出（款別）	9
5 歳出（性質別）	10
6 歳出の主な増減理由	11
IV. 基金残高見込み	15
V. 地方債残高見込み	15
VI. 特別会計予算の状況	15
◎国民健康保険特別会計	16
◎墓地公園事業特別会計	17
◎介護保険事業特別会計	18
◎後期高齢者医療事業特別会計	19
VII. 主要施策の概要（令和5年度新規重点事業）	
1 主要施策個票	20
◎第2款 総務費	20
◎第3款 民生費	28
◎第4款 衛生費	35
◎第6款 農林水産業費	38
◎第7款 商工費	39
◎第8款 土木費	40
◎第9款 消防費	43
◎第10款 教育費	45
2 新規拡大事業一覧	54

《 参考資料 1 》『財政用語の説明』

《 参考資料 2 》令和5年度予算編成方針

I. 総括

令和5年度は、「第4次甲良町総合計画」に掲げる「せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち」の実現を継続して目指し、計画に位置付けた基本目標に基づく施策を展開し、住む人が甲良のまちに愛着と誇りを感じられ、次世代につながる取組みを議会と共に進めていきます。

また、各事業を推進するとともに、持続可能な行財政運営に向けて、予算編成の過程においても、事務事業の必要性を見直し、事務効率化等を検討することで歳出の抑制に取り組むため、令和4年10月3日付甲良町訓令第38号（以下「予算編成方針」という。）を発出しました（参考資料2「令和5年度予算編成方針」参照）。

その中では、次の6つの事項により予算の編成にあたるように指示し、真に必要な分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを念頭に、予算を編成しました。

1. 予算編成の原則の再確認
2. 第4次甲良町総合計画に基づく事業構築
3. 負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針（令和3年10月11日策定）に基づく事業見直し
4. 甲良町「財政危機宣言」による危機感の共有
5. 過疎法に基づく「甲良町持続可能な地域づくり計画」の策定及び実行
6. 住民と連携して行う「みんなでまちづくり」の推進

さらに、令和5年度は特に次の五つの事業を重点的に進めることとし、予算についても重点配分することを明示し、編成にあたりました（新規・重点施策については20ページ以降参照）。

- （1）家庭支援の充実
- （2）子どもの学力向上
- （3）町民の健康づくり
- （4）地域福祉活動の集落支援
- （5）集落コミュニティの活性化

これらの結果、令和5年度の予算規模は、「一般会計」並びに「国民健康保険事業特別会計」をはじめとした4つの特別会計と、水道事業会計、下水道事業会計の2つの企業会計を合わせた総額は歳出ベースで66億239万4千円となり、令和4年度当初予算の総額64億3,629万6千円に比べ1億6,609万8千円、2.6%の増となっています。

増額の要因としては、一般会計においては、教育施設や福祉施設を始めとする施設修繕、道路整備といった普通建設事業費が前年比で約7,700万円増加したこと、また人件費の計上方法を改めたこと等から各事業を行う特別会計への繰出金が約5,300万円増加したことなどがあります（各款ごとの増減については歳入は3ページ以降、歳出は9ページ以降を参照）。

主たる財源となる町税他の自主財源に乏しい状況は続き、依然歳入不足が大きく、地方交付税や国県支出金に頼らざるを得ず（4ページ参照）、財政調整基金についても9,741万円の取崩を計上しており、一層の経費削減、効率的な行政の推進に尽力するよう職員一同に求めているところです。

諸課題の解決や高度化・複雑化する行政課題に対して、ポストコロナに向けて変化する生活や価値観を的確に捉えつつ、今後も持続可能となる行財政運営の健全化に取り組めます。

Ⅱ. 当初予算会計別総括表

(単位：千円、△減、率%)

会 計 ・ 区 分		本年度 (A)	前年度 (B)	増減 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
一般会計		3,848,147	3,736,054	112,093	3.0
特別会計	国民健康保険特別会計	833,786	789,291	44,495	5.6
	後期高齢者医療事業特別会計	90,305	84,727	5,578	6.6
	介護保険事業特別会計	892,161	886,132	6,029	0.7
	墓地公園事業特別会計	720	681	39	5.7
特別会計予算合計		1,816,972	1,760,831	56,141	3.2
公営企業会計	下水道事業会計	642,826	649,752	△ 6,926	△ 1.1
	収 益	320,226	332,514	△ 12,288	△ 3.7
	資 本	322,600	317,238	5,362	1.7
	水道事業会計	294,449	289,659	4,790	1.7
	収 益	172,500	187,500	△ 15,000	△ 8.0
	資 本	121,949	102,159	19,790	19.4
公営企業会計予算合計		937,275	939,411	△ 2,136	△ 0.2
総 予 算 合 計		6,602,394	6,436,296	166,098	2.6

※公営企業については、収入支出が同額でないため、支出ベースで記載。

Ⅲ. 一般会計予算の状況

1 歳入（款別）

（単位：千円、△減、率％）

款	本年度		前年度		比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
01 町税	834,376	21.7	831,028	22.2	3,348	0.4
02 地方譲与税	33,770	0.9	35,103	0.9	△ 1,333	△ 3.8
03 利子割交付金	180	0.0	350	0.0	△ 170	△ 48.6
04 配当割交付金	3,900	0.1	2,320	0.1	1,580	68.1
05 株式等譲渡所得割交付金	2,600	0.1	3,840	0.1	△ 1,240	△ 32.3
06 法人事業税交付金	14,900	0.4	11,642	0.3	3,258	28.0
07 地方消費税交付金	137,100	3.6	122,711	3.3	14,389	11.7
08 環境性能割交付金	3,500	0.1	4,650	0.1	△ 1,150	△ 24.7
09 地方特例交付金	2,300	0.1	2,430	0.1	△ 130	△ 5.3
10 地方交付税	1,768,000	45.9	1,686,000	45.1	82,000	4.9
11 交通安全対策特別交付金	920	0.0	1,083	0.0	△ 163	△ 15.1
12 分担金及び負担金	7,314	0.2	12,260	0.3	△ 4,946	△ 40.3
13 使用料及び手数料	18,458	0.5	19,173	0.5	△ 715	△ 3.7
14 国庫支出金	238,920	6.2	267,514	7.2	△ 28,594	△ 10.7
15 県支出金	243,557	6.3	255,905	6.8	△ 12,348	△ 4.8
16 財産収入	8,642	0.2	9,975	0.3	△ 1,333	△ 13.4
17 寄付金	55,100	1.4	55,600	1.5	△ 500	△ 0.9
18 繰入金	205,361	5.3	190,213	5.1	15,148	8.0
19 繰越金	35,000	0.9	35,000	0.9	0	0.0
20 諸収入	85,349	2.2	95,787	2.6	△ 10,438	△ 10.9
21 町債	148,900	3.9	93,470	2.5	55,430	59.3
町債のうち臨時財政対策債	18,000	0.5	42,870	1.1	△ 24,870	△ 58.0
合計	3,848,147	100.0	3,736,054	100.0	112,093	3.0

款別歳入の主なもの

【町 税】 住民税や固定資産税など町民の皆さんなどから納めていただく税金

【地方譲与税】 国が徴収した税金（揮発油税や重量税等）の一部が一定割合で分配されるお金

【法人事業税交付金】 県の法人事業税の一部が交付金として分配されるお金

【地方消費税交付金】 消費税のうち、地方税である税収分の一部が町に分配されるお金

【環境性能割交付金】 県の自動車税環境性能割の一部が交付金として町に分配されるお金

【地方交付税】 使い道について制限を受けない、団体規模に応じ国が交付するお金

【分担金及び負担金】 事業にかかる経費の一部を受益の程度に応じて利用者が負担するお金

【使用料及び手数料】 町の施設を利用した人や住民票・各種証明書を発行した人が支払うお金

【国庫支出金】 特定の事業に充てるための国から交付されるお金

【県支出金】 特定の事業に充てるための県から交付されるお金

【繰入金】 町の貯金（基金等）を取り崩して使うお金

【諸収入】 他の収入科目に含まれないもので、延滞金やその他諸々のお金

【町 債】 資金調達のための借入金

2 歳入（性質別）

◎一般財源と特定財源

（単位：千円、△減、率％）

区 分		本年度		前年度		比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
一般財源	町税	834,376	21.7	831,028	22.2	3,348	0.4
	地方交付税	1,768,000	45.9	1,686,000	45.1	82,000	4.9
	繰入金	97,410	2.5	89,879	2.4	7,531	8.4
	繰越金	35,000	0.9	35,000	0.9	0	0.0
	町債（臨時財政対策債）	18,000	0.5	42,870	1.1	△ 24,870	△ 58.0
	その他	211,524	5.5	197,296	5.3	14,228	7.2
	計	2,964,310	77.0	2,882,073	77.1	82,237	2.9
特定財源	国・県支出金	482,456	12.5	523,418	14.0	△ 40,962	△ 7.8
	繰入金	107,951	2.8	100,334	2.7	7,617	7.6
	寄付金	55,000	1.4	55,500	1.5	△ 500	△ 0.9
	町債	130,900	3.4	50,600	1.4	80,300	158.7
	その他	107,530	2.8	124,129	3.3	△ 16,599	△ 13.4
	計	883,837	23.0	853,981	22.9	29,856	3.5
合計		3,848,147	100.0	3,736,054	100.0	112,093	3.0

◎自主財源と依存財源

（単位：千円、△減、率％）

区 分		本年度		前年度		比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
自主財源	町税	834,376	21.7	831,028	22.2	3,348	0.4
	分担金及び負担金	7,314	0.2	12,260	0.3	△ 4,946	△ 40.3
	使用料及び手数料	18,458	0.5	19,173	0.5	△ 715	△ 3.7
	財産収入	8,642	0.2	9,975	0.3	△ 1,333	△ 13.4
	寄付金	55,100	1.4	55,600	1.5	△ 500	△ 0.9
	繰入金	205,361	5.3	190,213	5.1	15,148	8.0
	繰越金	35,000	0.9	35,000	0.9	0	0.0
	諸収入	52,405	1.4	61,814	1.7	△ 9,409	△ 15.2
	計	1,216,656	31.6	1,215,063	32.5	1,593	0.1
依存財源	地方譲与税	33,770	0.9	35,103	0.9	△ 1,333	△ 3.8
	県税等交付金	165,400	4.3	149,026	4.0	16,374	11.0
	地方交付税	1,768,000	45.9	1,686,000	45.1	82,000	4.9
	国・県支出金	482,477	12.5	523,419	14.0	△ 40,942	△ 7.8
	諸収入	32,944	0.9	33,973	0.9	△ 1,029	△ 3.0
	町債	148,900	3.9	93,470	2.5	55,430	59.3
	計	2,631,491	68.4	2,520,991	67.5	110,500	4.4
合計		3,848,147	100.0	3,736,054	100.0	112,093	3.0

3 歳入の主な増減理由

一般会計当初予算における歳入増減の主なものは、以下のとおりです。

(単位：千円、△減、率％)

①町税

主な増減項目		本年度	前年度	増減額	増減率
町税総額		834,376	831,028	3,348	0.4
町民税	個人町民税	270,082	261,741	8,341	3.2
	法人町民税	44,667	53,465	△ 8,798	△ 16.5
固定資産税		443,817	444,903	△ 1,086	△ 0.2
軽自動車税		34,562	32,588	1,974	6.1
たばこ税		41,248	38,331	2,917	7.6

- ・ 個人住民税については新型コロナウイルス感染症の影響緩和により増となったものの、法人住民税については町内法人の業績回復には至っていないことから推計値により減額計上
- ・ 軽自動車税については、環境性能割軽減措置の終了などによる増を見込み計上

②地方譲与税

主な増減項目		本年度	前年度	増減額	増減率
地方譲与税総額		33,770	35,103	△ 1,333	△ 3.8
自動車重量譲与税		24,800	25,500	△ 700	△ 2.7
地方揮発油譲与税		8,300	8,800	△ 500	△ 5.7
森林環境譲与税		670	803	△ 133	△ 16.6

- ・ 自動車重量譲与税と地方揮発油譲与税については、令和4年度の譲与基準額に対し、国の作成した推計値における伸び率を乗じた額を計上
- ・ 森林環境譲与税については、全国の譲与額総額を配分基準に準じて配分されるため、国の推計値による額を計上

③各種交付金等

主な増減項目		本年度	前年度	増減額	増減率
各種交付金総額		165,400	149,026	16,374	11.0
利子割交付金		180	350	△ 170	△ 48.6
配当割交付金		3,900	2,320	1,580	68.1
株式等譲渡所得割交付金		2,600	3,840	△ 1,240	△ 32.3
法人事業税交付金		14,900	11,642	3,258	28.0
地方消費税交付金		137,100	122,711	14,389	11.7
環境性能割交付金		3,500	4,650	△ 1,150	△ 24.7
地方特例交付金		2,300	2,430	△ 130	△ 5.3
交通安全対策特別交付金		920	1,083	△ 163	△ 15.1

- ・ 令和4年度の基準額に対し、国の作成した推計値における伸び率を乗じた額を計上

④地方交付税

主な増減項目		本年度	前年度	増減額	増減率
地方交付税総額		1,768,000	1,686,000	82,000	4.9
普通交付税		1,408,000	1,326,000	82,000	6.2
特別交付税		360,000	360,000	0	0.0

- ・ 普通交付税については、県による試算結果により計上(基準財政需要額試算値の増に伴い増額)
- ・ 特別交付税については、算定が難しいため、前年同額を計上

⑤分担金及び負担金

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
分担金及び負担金総額	7,314	12,260	△ 4,946	△ 40.3
東こども園保育認定保育料	3,440	5,836	△ 2,396	△ 41.1
西こども園保育認定保育料	3,417	6,124	△ 2,707	△ 44.2

- ・前年は保育園保育料として計上。給食費無料化事業による減

⑥使用料及び手数料

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
使用料及び手数料総額	18,458	19,173	△ 715	△ 3.7
住宅使用料	10,016	9,692	324	3.3
居宅介護支援事業手数料	2,068	2,409	△ 341	△ 14.2
グループハウス利用料	1	240	△ 239	△ 99.6

- ・住宅使用料は収納強化による増を見込み計上
- ・居宅介護支援事業手数料は前年実績を加味した推計値により計上
- ・グループハウスは入居者退去により口開けのみ計上

④国庫支出金

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
国庫支出金総額	238,920	267,514	△ 28,594	△ 10.7
社会資本整備交付金	27,516	13,426	14,090	104.9
デジタル基盤改革支援補助金	4,070	-	4,070	皆増
個人番号カード交付事務費補助金	4,219	1,881	2,338	124.3
児童虐待・DV対策等総合支援事業国庫補助金	1,884	-	1,884	皆増
児童手当交付金	63,406	67,480	△ 4,074	△ 6.0
教育施設整備費補助金	2,826	12,796	△ 9,970	△ 77.9
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	-	32,773	△ 32,773	皆減

- ・社会資本整備交付金、教育施設整備費補助金、個人番号カード交付事務費補助金は対象事業費変動による増減
- ・児童手当交付金は制度変更及び対象者減による変動
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は国制度完了に伴う減
- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業国庫補助金は公認心理師を設置し、家庭支援を拡充したことにより令和4年度（補正計上）から補助対象となったもの
- ・デジタル基盤改革支援補助金は国が整備するガバメントクラウドに対応するシステム導入に対する補助（令和5年度は住民税特別徴収の電子通知化に対応するための税システム改修に充当）

⑤県支出金

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
県支出金総額	243,557	255,905	△ 12,348	△ 4.8
県議会議員選挙費	4,756	1,787	2,969	166.1
新たな子育て家庭支援基盤整備事業費補助金	2,885	-	2,885	皆増
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	909	-	909	皆増
部活動指導員の配置支援補助金	672	-	672	皆増
児童手当交付金	14,615	15,451	△ 836	△ 5.4
担い手農地集積促進事業費補助金	2	1,100	△ 1,098	△ 99.8
福祉医療費補助金	15,773	19,000	△ 3,227	△ 17.0
県知事選挙費委託金	-	6,400	△ 6,400	皆減
参議院議員選挙費委託金	-	6,593	△ 6,593	皆減

- ・ 令和4年度は参議院議員選挙、県知事選挙を実施し、県議会議員の準備を行ったことに対する委託金を計上し、令和5年度は県議会議員選挙の実施に対する委託金を計上
- ・ 新たな子育て家庭支援基盤整備事業費補助金は、市町が行う新たな子育て家庭支援の基盤整備に対し補助されるもの（令和4年度補正対応）で、本町では公認心理師の人件費等に充当
- ・ 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、社会教育法に基づき小中に設置することとした地域学校協働活動推進委員に対する補助
- ・ 部活動指導員の配置支援補助金は新設する中学校の部活指導員経費への補助

⑥財産収入

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
財産収入総額	8,642	9,975	△ 1,333	△ 13.4
財産運用収入(土地貸付、基金利子)	3,682	4,395	△ 713	△ 16.2
財産売払収入	4,960	5,580	△ 620	△ 11.1
上記のうち、改良住宅譲渡処分収入	4,400	4,400	0	0.0

- ・ 財産運用収入は預金利子の計算方法の変更による減、財産売払収入は譲渡予定数減により計上額減

⑦寄附金

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
寄付金総額	55,100	55,600	△ 500	△ 0.9
ふるさと応援寄付金	55,000	55,500	△ 500	△ 0.9

- ・ ふるさと応援金については、返礼品対応事業者の業務縮減による減を加味し計上

⑧繰入金

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
繰入金総額	205,361	190,213	15,148	8.0
財政調整基金繰入金	97,410	89,879	7,531	8.4
ふるさと応援基金繰入金	49,771	29,503	20,268	68.7
ふるさと基金繰入金	10,000	25,242	△ 15,242	△ 60.4
福祉基金繰入金	2,912	264	2,648	1003.0

- ・ 財政調整基金については、財源調整のため必要な額を繰入
- ・ ふるさと応援基金繰入金は運動公園管理委託等へ8,400千円、こども園小中の給食費無償化事業へ28,871千円、各種ガン検診等へ10,000千円、交通安全対策事業へ1,500千円充当
- ・ ふるさと基金繰入金は甲良町まちづくり総合補助金等のまちづくり事業に充当
- ・ 福祉基金繰入金は高齢者施設改修事業に充当

⑨諸収入

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
諸収入総額	85,349	95,787	△ 10,438	△ 10.9
派遣職員給与等戻入	10,150	-	10,150	皆増
介護予防一体的事業受託金	6,023	-	6,023	皆増
地域イベント助成金	1,500	-	1,500	皆増
自動車共済金	3,000	5,000	△ 2,000	△ 40.0
総合賠償補償保険	2,500	5,000	△ 2,500	△ 50.0
保育園広域入所受託金	2,488	5,213	△ 2,725	△ 52.3
学校給食費（現年度分）	4,204	25,713	△ 21,509	△ 83.7

- ・ 組合等派遣職員給与につき当該組合等から戻入されるもの（R4は補正対応）
- ・ 介護予防一体的事業受託金は、新制度として後期高齢者医療保険広域連合から高齢者の健康づく

- り事業を受託実施することに対する収入を計上したもの
- ・ 正楽寺が開催するイベントに対し、地域活性化センターの地域イベント助成金を申請する予定であることから計上（町を経由して集落へ同額を補助するもの）
- ・ 自動車共済金、総合賠償補償保険は計上方法を変更したもの
- ・ 保育園広域入所受託金は、対象児童の減によるもの
- ・ 学校給食費は無償化事業に伴い、職員分のみ計上することとしたもの

⑩地方債

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
地方債総額	148,900	93,470	55,430	59.3
臨時財政対策債	18,000	42,870	△ 24,870	△ 58.0
社会資本整備交付金事業債	27,000	-	27,000	皆増
甲良東こども園改修事業債	20,800	-	20,800	皆増
保健福祉センター改修事業債	19,000	-	19,000	皆増
福祉医療助成事業債（ソフト事業）	17,700	-	17,700	皆増
公共交通確保事業債（ソフト事業）	17,300	-	17,300	皆増
近江鉄道線輸送安全確保事業債	9,400	-	9,400	皆増
甲良西小学校安全確保事業債	9,300	-	9,300	皆増
道路新設改良事業債	8,000	-	8,000	皆増
公共事業等債（県営かんがい排水事業）	-	2,800	△ 2,800	皆減
地方道路等整備事業債	-	3,600	△ 3,600	皆減
公共事業等債（町道改良分）	-	10,600	△ 10,600	皆減
公共施設等適正管理推進事業債	-	15,600	△ 15,600	皆減
学校教育施設等整備事業債	-	18,000	△ 18,000	皆減

- ・ 各種事業費用について、年度間の平準化を図るため、町債を計上
- ・ 臨時財政対策債は、普通交付税の代替として借入が許可されるものであり、その額は国の方針により年々縮減されている
- ・ 臨時財政対策債以外は、過疎対策事業債（充当率100%、普通交付税参入率70%）の借入を予定するもの

4 歳出（款別）

（単位：千円、△減、率％）

款	本年度		前年度		比較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
01 議会費	63,432	1.6	62,139	1.7	1,293	2.1
02 総務費	752,515	19.6	722,456	19.3	30,059	4.2
03 民生費	1,330,917	34.6	1,197,794	32.1	133,123	11.1
04 衛生費	239,130	6.2	255,852	6.8	△ 16,722	△ 6.5
05 労働費	1,325	0.0	905	0.0	420	46.4
06 農林水産業費	77,374	2.0	85,673	2.3	△ 8,299	△ 9.7
07 商工費	31,068	0.8	22,412	0.6	8,656	38.6
08 土木費	412,856	10.7	411,581	11.0	1,275	0.3
09 消防費	177,100	4.6	162,591	4.4	14,509	8.9
10 教育費	464,919	12.1	510,410	13.7	△ 45,491	△ 8.9
11 災害復旧費	3	0.0	3	0.0	0	0.0
12 公債費	293,096	7.6	299,890	8.0	△ 6,794	△ 2.3
13 諸支出金	412	0.0	348	0.0	64	18.4
14 予備費	4,000	0.1	4,000	0.1	0	0.0
合計	3,848,147	100.0	3,736,054	100.0	112,093	3.0

款別歳出の主なもの

【議会費】 議会の運営に関する経費

【総務費】 庁舎の管理や総務、企画、財政、町税の賦課徴収、戸籍事務、選挙事務、電算システム運営など町の全般的な管理事務に関する経費

【民生費】 高齢者や障がい者、児童などの福祉向上、こども園の運営、地域総合センター運営などに関する経費

【衛生費】 保健衛生、環境保全、ごみ処理などに関する経費

【労働費】 労働者の福祉向上などに関する経費

【農林水産業費】 農林水産業の振興、土地改良などに関する経費

【商工費】 商工業の振興、観光、道の駅の運営などに関する経費

【土木費】 道路や河川、公園、町営住宅などの施設の整備や維持管理に関する経費

【消防費】 消防や防災対策などに関する経費

【教育費】 小中学校の管理運営、生涯学習、スポーツの振興など教育全般に関する経費

【公債費】 今まで借りた借入金の返済に要する経費

【諸支出金】 上記の区分に含まれない経費

5 歳出（性質別）

（単位：千円、△減、率％）

区分		本年度		前年度		比較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	人件費	1,017,499	26.4	995,314	26.6	22,185	2.2
	扶助費	313,832	8.2	338,852	9.1	△ 25,020	△ 7.4
	公債費	293,089	7.6	299,890	8.0	△ 6,801	△ 2.3
	計	1,624,420	42.2	1,634,056	43.7	△ 9,636	△ 0.6
投資的経費	普通建設事業費	222,133	5.8	144,913	3.9	77,220	53.3
	災害復旧事業費	3	0.0	3	0.0	0	0.0
	計	222,136	5.8	144,916	3.9	77,220	53.3
一般行政経費	物件費	734,047	19.1	719,119	19.2	14,928	2.1
	維持補修費	45,735	1.2	63,247	1.7	△ 17,512	△ 27.7
	補助費等	570,053	14.8	577,048	15.4	△ 6,995	△ 1.2
	計	1,349,835	35.1	1,359,414	36.4	△ 9,579	△ 0.7
その他の経費	積立金	56,458	1.5	56,091	1.5	367	0.7
	投資・出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	貸付金	350	0.0	350	0.0	0	0.0
	繰出金	590,948	15.4	537,227	14.4	53,721	10.0
	予備費	4,000	0.1	4,000	0.1	0	0.0
	計	651,756	16.9	597,668	16.0	54,088	9.0
合計		3,848,147	100.0	3,736,054	100.0	112,093	3.0

※ 地方財政状況調査における分類基準に基づく分析です。

性質別歳出の主なもの

- ◎義務的経費 人件費や借入金の返済など、毎年必ず必要になる経費
 - 【人 件 費】 職員の給料や手当、町議会議員の報酬などに関する経費
 - 【扶 助 費】 障がい者の支援、児童手当などの福祉や医療などに関する経費
 - 【公 債 費】 これまでの借入金の返済に要する経費
- ◎投資的経費 道路や学校など公共施設の建設、改良などに関する経費
 - 【普通建設事業費】 道路や公園、学校など公共施設の建設や整備に関する経費
 - 【災害復旧事業費】 災害によって生じた被害の復旧経費
- ◎一般行政経費 ハード事業である投資的経費に対し、ソフト事業に要する経費
 - 【物 件 費】 旅費や消耗品費、光熱水費、施設管理の委託料などに関する経費
 - 【維持補修費】 道路や建物などの維持補修などに関する経費
 - 【補助費等】 各種団体に対する補助金や一部事務組合への負担金などに関する経費
- ◎その他の経費 上に記載の分類に含まれない経費
 - 【積 立 金】 町の貯金である基金へ積み立てる経費
 - 【繰 出 金】 国民健康保険特別会計など一般会計から特別会計へ支出する経費
 - 【予 備 費】 急を要する場合で少額軽微な支出が発生し、計上予算では不足する場合、各事業費に組み替えて支出するもの

6 歳出の主な増減理由

一般会計の歳出増減の主なものは、以下のとおりです。

(単位：千円、△減、率％)

①議会費

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
議会費総額	63,432	62,139	1,293	2.1
人件費	50,177	49,571	606	1.2

②総務費

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
総務費総額	752,515	722,456	30,059	4.2
人件費（款総括のため以下の項目と一部重複）	330,249	329,121	1,128	0.3
自庁舎設置サーバ機器更新事業	62,351	-	62,351	皆増
電子計算管理事業（上記事業除く）	76,082	109,382	△ 33,300	△ 30.4
情報公開・個人情報保護事務事業	174	3,360	△ 3,186	△ 94.8
賦課徴収事業	10,431	21,668	△ 11,237	△ 51.9
参議院議員選挙費	-	6,593	△ 6,593	皆減
滋賀県知事選挙費	-	6,400	△ 6,400	皆減
滋賀県議会議員一般選挙	4,756	1,941	2,815	145.0
甲良町長選挙費	9,713	-	9,713	皆増
町議会議員選挙費	12,954	-	12,954	皆増

- ・ 自庁舎設置サーバ機器更新事業は、庁舎で設置するサーバの耐用年数超過による更新
- ・ 電子計算管理事業については、ネットワークセキュリティ強化対応業務完了による減等
- ・ 情報公開・個人情報保護事務事業については、新法への対応業務完了による減
- ・ 賦課徴収事業においては、地方税共通納税システム対象税目拡大に伴うシステム改修の減等
- ・ 選挙費については、参議院議員選、県知事選は令和4年度で完了。県議選については先行準備は令和4年度で行い、執行は令和5年度
- ・ 町長選、町議会議員選については、今回から一部公費負担拡大のため前回執行より計上額増

③民生費

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
民生費総額	1,330,917	1,197,794	133,123	11.1
人件費（款総括のため以下の項目と一部重複）	345,660	316,769	28,891	9.1
甲良東こども園費	149,586	-	149,586	皆増
甲良西こども園費	144,173	-	144,173	皆増
国民健康保健事業会計繰出金	82,521	40,251	42,270	105.0
保健福祉センター運営事業	76,013	50,836	25,177	49.5
後期高齢者医療費	138,362	121,941	16,421	13.5
介護保険事業	146,604	135,198	11,406	8.4
児童措置事業	11,722	3,562	8,160	229.1
社会福祉総務管理事業	36,108	44,371	△ 8,263	△ 18.6
障害者自立支援事業	146,296	154,435	△ 8,139	△ 5.3
児童手当給付事業	92,754	98,528	△ 5,774	△ 5.9
第一保育園費	-	124,673	△ 124,673	皆減
第二保育園費	-	111,959	△ 111,959	皆減

- ・ 東西こども園費は、保育園・幼稚園制から、こども園制度へ移行により新設。前年度保育園分に加えて

幼稚園分も合算計上となること、人員増により比較増。

- ・ 国民健康保険事業会計繰出金は、4 款と分離されていた繰出金を 3 款一括計上としたことにより増
- ・ 保健福祉センター運営事業は、改修工事の実施及び光熱水費上昇による増
- ・ 後期高齢者医療費は、広域連合納付金の増に加え、特別会計で人件費計上するため繰出金増等による
- ・ 介護保険事業は、特別会計で人件費計上するため繰出金増等による
- ・ 児童措置事業は、保育士派遣経費の新設及び子ども子育て計画の改正等による増
- ・ 社会福祉総務管理事業は、特別会計分人件費を各会計での計上としたことにより減
- ・ 障害者自立支援事業は、扶助受給者死亡等による扶助費減による
- ・ 児童手当給付事業は、受給対象者減等による

④衛生費

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
衛生費総額	239,130	255,852	△ 16,722	△ 6.5
人件費	11,663	9,268	2,395	25.8
健康増進事業	17,457	13,329	4,128	31.0
保健衛生総務費	5,859	7,435	△ 1,576	△ 21.2
一部事務組合負担金	119,486	122,785	△ 3,299	△ 2.7
国民健康保険会計繰出金	-	15,237	△ 15,237	皆減

- ・ 健康増進事業は、町食育推進計画・健康増進計画更新等のため増
- ・ 保健衛生総務費は、特別会計分人件費を各会計での計上としたこと、目的を達したことにより P C R 検査補助金を廃止したことにより減
- ・ 衛生費計上の一部事務組合負担金については、投棄場については事業縮小につき減、新ゴミ施設準備室分については事業検証委託終了により減、その他については光熱水費高騰等により増
- ・ 国民健康保険会計繰出金は、3 款と分離されていた繰出金を 3 款一括計上としたことにより減

⑤労働費

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
労働費総額	1,325	905	420	46.4
雇用対策事業	1,325	905	420	46.4

- ・ 昨年度計上漏れ補助金等により増

⑥農林水産業費

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
農林水産業費総額	77,374	85,673	△ 8,299	△ 9.7
人件費	30,661	34,185	△ 3,524	△ 10.3
経営所得安定対策事業	600	2,273	△ 1,673	△ 73.6
地域用水機能増進事業	3,264	5,866	△ 2,602	△ 44.4
農地中間管理事業	39	1,135	△ 1,096	△ 96.6

- ・ 経営所得安定対策事業は、甲良町農業再生協議会へのシステムデータ更新費用分の補助減等による
- ・ 地域用水機能増進事業は、犬上川沿岸土地改良区の実施する県営事業への負担金減等による
- ・ 農地中間管理事業は、集約化の進展により経営転換協力金対象などが減少したことによる

⑦商工費

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
商工費総額	31,068	22,412	8,656	38.6
人件費	4,475	4,284	191	4.5
商工振興費	8,150	7,650	500	6.5
観光振興費	18,442	10,477	7,965	76.0

- ・ 商工振興費は、町商工会への補助金増等による
- ・ 観光振興費は、町観光協会補助金等への増、国庫補助による官民協働事業費の増による

⑧土木費

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
土木費総額	412,856	411,581	1,275	0.3
人件費	36,490	31,033	5,457	17.6
町道維持管理事業	18,233	47,240	△ 29,007	△ 61.4
道路新設改良事業	8,000	4,000	4,000	100.0
社会資本整備交付金事業	56,718	25,000	31,718	126.9
住宅対策事業	5,382	16,711	△ 11,329	△ 67.8

- ・ 町道維持管理事業は、国庫補助による建設業者経済回復支援事業の終了、除雪経費計上方法の変更等による減
- ・ 道路新設改良事業、社会資本整備交付金事業については施工箇所の変動、橋梁点検の実施による増等による
- ・ 住宅対策事業については、昨年当初修正計上の住宅自然災害支援金の減等による

⑨消防費

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
消防費総額	177,100	162,591	14,509	8.9
人件費（款総括のため以下の項目と一部重複）	4,017	3,798	219	5.8
消防事務委託事業	145,693	134,825	10,868	8.1
非常備消防費	18,009	16,159	1,850	11.4
防災費	13,398	11,607	1,791	15.4

- ・ 消防事務委託事業は、委託先である彦根市への負担金の増による
- ・ 非常備消防費については、団員報酬及び出動費用弁償の改正による増、防火水槽修繕費計上による増等による
- ・ 防災費は、町防災行政無線の改造・修繕費用増等による

⑩教育費

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
教育費総額	464,919	510,410	△ 45,491	△ 8.9
人件費（款総括のため以下の項目と一部重複）	204,107	217,285	△ 13,178	△ 6.1
東こども園 空調整備事業	26,032	-	26,032	皆増
甲良西小学校安全確保事業	9,354	-	9,354	皆増
児童生徒支援事業	76,506	62,051	14,455	23.3
学校給食費	58,181	54,677	3,504	6.4
せせらぎ夢空館防排煙設備修繕事業	-	4,600	△ 4,600	皆減
甲良西小学校自動火災報知機改修事業	-	6,171	△ 6,171	皆減
東幼稚園費	-	14,659	△ 14,659	皆減
西幼稚園費	-	16,725	△ 16,725	皆減
せせらぎ夢空館LED化改修事業	-	17,345	△ 17,345	皆減
甲良中学校LED化改修事業	-	36,834	△ 36,834	皆減

- ・ 教育施設整備費については、令和4年度と令和5年度の対象事業の変動
- ・ 保育園・幼稚園制から、こども園制度へ移行により民生費で合算計上となることにより減
- ・ 児童生徒支援事業は、部活動指導員の新設、スクールソーシャルワーカー派遣事業の拡大、児童指導相談員・スクーリングケアサポーター・常勤講師の増（各1）による

⑪公債費

主な増減項目	本年度	前年度	増減額	増減率
公債費総額	293,096	299,890	△ 6,794	△ 2.3
元金	282,118	288,020	△ 5,902	△ 2.0
利子	10,971	11,870	△ 899	△ 7.6

- ・ 残高減少による

⑫その他

- ・ 災害復旧費、予備費については前年同額を計上。諸支出金は徴税配分金として必要額を計上

IV. 基金残高見込み

(単位：円)

基金名	前々年度末 残高	前年度末 見込み残高	本年度中 積立額	本年度中 取崩額	本年度末 見込み残高
財政調整基金	509,336,376	485,001,376	247,000	97,410,000	387,838,376
減債基金	44,642,815	114,652,815	9,000	40,000,000	74,661,815
教育施設整備基金	12,014,363	12,027,363	3,000	0	12,030,363
青少年育成基金	14,085,593	13,378,593	3,000	668,000	12,713,593
ふるさと基金	80,738,932	58,231,932	81,000	10,000,000	48,312,932
福祉基金	123,485,215	123,341,215	1,074,000	2,912,000	121,503,215
ふるさと応援基金	200,703,934	226,700,934	55,041,000	49,771,000	231,970,934
墓地公園管理基金	5,503,719	5,239,719	1,000	341,000	4,899,719
土地開発基金	148,779,010	148,779,010	0	0	148,779,010
普通会計 計	1,139,289,957	1,187,352,957	56,459,000	201,102,000	1,042,709,957
国民健康保険財政調整基金	53,889,319	73,903,319	1,000	8,660,000	65,244,319
介護保険給付費準備基金	36,069,246	56,962,246	1,000	0	56,963,246
特別会計 計	89,958,565	130,865,565	2,000	8,660,000	122,207,565
合 計	1,229,248,522	1,318,218,522	56,461,000	209,762,000	1,164,917,522

V. 地方債残高見込み

(単位：千円)

会計区分	前々年度末 残高	前年度末 見込み残高	本年度中 借入額	本年度中 償還額	本年度末 見込み残高
一般会計	2,020,841	1,853,612	148,900	282,118	1,720,394
下水道会計	3,374,387	3,197,649	121,000	291,000	3,027,649
上水道会計	496,008	425,154	0	68,095	357,059
合 計	5,891,236	5,476,415	269,900	641,213	5,105,102

VI. 特別会計予算の状況（企業会計除く）

本町の公営企業以外の特別会計は4事業あり、それぞれの事業目的を達するため、必要な予算を計上している。その詳細は、次ページから。

令和 5 年度特別会計 当初予算概要

会計名	国民健康保険特別会計	担当課	住民人権課
-----	------------	-----	-------

1. 事業目的・概要

病気になったときやケガをしたとき、安心して医療を受けられるための医療保障制度として、加入者からの国民健康保険税、国、県、町（一般会計）の負担により加入者の医療費負担を軽減することを目的に設置された特別会計

医療機関等受診時の自己負担額以外の給付や高額療養費の給付、出産育児一時金や葬祭費の支給のほか、保健事業として特定健診や人間ドックの利用助成など医療費軽減のための事業も実施している。

		本年度当初予算額	前年度当初予算額	差 引 額
財 源 内 訳	国民健康保険税	138,654 千円	140,460 千円	△ 1,806 千円
	国県支出金	603,590 千円	593,192 千円	10,398 千円
	一般会計繰入金	82,421 千円	55,388 千円	27,033 千円
	その他特定財源	8,722 千円	76 千円	8,646 千円
	その他一般財源	399 千円	175 千円	224 千円
事業費合計		833,786 千円	789,291 千円	44,495 千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

◎世帯数及び被保険者数の数値（各年度末現在 年報より）

	R 3	R 2	R 1
世 帯 数	1, 0 1 3世帯	1, 0 1 8世帯	1, 0 0 6世帯
被保険者数	1, 7 5 5人	1, 7 4 2人	1, 7 1 9人

◎国民健康保険税収納額推移

1 4 1, 0 1 3, 7 1 3円	(R 3)
1 4 8, 1 3 3, 9 8 6円	(R 2)
1 4 5, 7 8 9, 0 7 5円	(R 1)

◎本年度の特徴

- ・保険料水準の県内統一に向けて、国民健康保険税の賦課方式を現在の4方式から3方式へ変更する方向で進める。
- ・令和5年4月1日以降出産から出産育児一時金が50万円に増額改定
- ・甲良町国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）が令和5年度末に終了するため、令和5年度中に令和6年度～令和11年度までの第3期の計画の策定予定（基本直営で策定、一部データ分析を委託）
- ・コロナ禍の影響もあり落ち込んだ健診受診率の向上に取り組む。

◎特定健診受診率

R 3	37.0%	R 2	30.5%	R 1	40.5%	H 3 0	51.5%	H 2 9	54.6%
-----	-------	-----	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------

令和 5 年度特別会計 当初予算概要

会計名	墓地公園事業特別会計	担当課	住民人権課
-----	------------	-----	-------

1. 事業目的・概要

長寺地先にある熊物墓地は3字（長寺東・長寺西・雨降野）の共同墓地であったが、世帯数の増加により墓標・墓石が乱立しており、参詣者の通路も無い状況であった。これらにより地元自治会等の要望も多く、当時整備の進んでいた甲良町総合運動公園の隣接土地を墓地として新規整備を行い、希望する住民への販売を開始した。同時に管理に要する経費も合わせて、経理を整理するため、特別会計を設置し運用しているもの。現在も、残る墓地の販売促進、墓地管理を実施している。

- ◎沿革 ・～平成11年度 区画数 396区画 1区画面積 4㎡（2m×2m）を整備
 ・平成12年度 墓地設置管理条例施行、特別会計運用開始。
 甲良町住民に限り永代使用許可を実施。
 ・平成14年度 甲良町出身者に永代使用許可を拡大。
 ・平成17年度 町外の希望者にも永代使用許可を拡大。

		本年度当初予算額	前年度当初予算額	差 引 額
財 源 内 訳	永代使用料	230 千円	230 千円	0 千円
	管理料	138 千円	158 千円	△ 20 千円
	一般会計借入金	0 千円	0 千円	0 千円
	墓地公園管理基金 繰入金	341 千円	282 千円	59 千円
	その他一般財源	11 千円	11 千円	0 千円
事業費合計		720 千円	681 千円	39 千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

- ・本墓地公園の総区画数は396区画あり、令和4年度1月末現在の残区画数は174区画
- ・永代使用料について、町内在住者・町内出身者は230,000円、それ以外の者は300,000円
- ・管理料は、年間2,400円とし、10年分を前納
- ・公園内の維持管理として、年2回の除草

近年、少子高齢化の影響や墓に関する考え方の変化により、墓の維持管理ができず墓じまいをする傾向が多くみられる。今後、販売促進のため、こんきくらぶに掲載する等、PRしていき、少しでも多くの販売をしていきたい。

令和 5 年度特別会計 当初予算概要

会計名	介護保険事業特別会計	担当課	保健福祉課
-----	------------	-----	-------

1. 事業目的・概要

介護保険法の規定により、介護保険事業については特別会計とすることとされていることから設置された会計。40歳以上から徴収する介護保険料、国や県、町（一般会計）からの分担金・負担金・繰入金を歳入として事業を実施している。

事業内容は大きくは2つある。

①保険事業 施設介護サービスや居宅介護サービス等各種の介護給付。

②地域支援事業 要支援と認定された方や未認定でも機能低下がみられる方を対象とした介護予防事業を行うほか、高齢者の権利擁護事業等を実施している。

なお、特別会計の運用に必要となる事務費に相当する部分は、町からの繰入により賄うものとされている。

		本年度当初予算額	前年度当初予算額	差 引 額
財 源 内 訳	介護保険料	181,000 千円	181,499 千円	△ 499 千円
	国県支出金	338,714 千円	342,357 千円	△ 3,643 千円
	支払基金交付金	226,045 千円	227,197 千円	△ 1,152 千円
	一般会計繰入金	146,384 千円	135,038 千円	11,346 千円
	その他財源	18 千円	41 千円	△ 23 千円
事業費合計		892,161 千円	886,132 千円	6,029 千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

《前年度との比較》

【令和4年10月1日現在】

- ・65歳以上の人口 2,260人（18人減） ・認定者数 455人（12人増）
- ・認定率 20.1%（0.7%増）
- ・40歳から64歳認定者数 11人（1人減）

【令和3年度～5年度】

- ・標準保険料（第5段階） 6,900円

【令和5年度予算】892,161千円（当初） 6,029千円増（0.7%増）

- ・保険給付費 820,296千円【5,000千円減】
 - 介護サービス等諸費 763,250千円（1,650千円増）
 - うち、居宅介護サービス給付費（20,000千円増）
 - 地域密着型サービス給付費（4,500千円減）
 - 施設介護サービス給付費（15,000千円減）
 - 特定入所者介護サービス費 30,000千円（7,000千円減）
- ・地域支援事業費 48,087千円【23,587千円増】
 - 介護予防・生活支援サービス事業費 16,052千円（1,763千円増）
 - うち、通所介護相当サービス負担金（1,000千円増）
 - 一般介護予防事業費 1,095千円（1,030千円減）
 - うち、地域活動事業委託（1,200千円減）
 - 包括的支援事業・任意事業 30,890千円（22,854千円増）
 - うち、包括的支援事業費（給料・共済費等）（22,489千円増）

令和 5 年度特別会計 当初予算概要

会計名	後期高齢者医療事業特別会計	担当課	住民人権課
-----	---------------	-----	-------

1. 事業目的・概要

後期高齢者医療事業会計は、高齢者の医療の確保に関する法律により設置される、保険料の徴収及び広域連合への納付に関する収支管理とその管理に必要な経費を計上する会計である。

後期高齢者医療制度の概要は、次のとおり。

- ①高齢者の負担する保険料と若い世代が公平に負担する基盤安定支出金により、高齢者の医療費を安定的に支え、医療サービスの質の維持と向上を目的とする医療保険制度である。
- ②対象者は、75歳以上の高齢者および65歳以上で一定の障害がある者。
- ③保険料は、被保険者均等負担の「均等割額」と、前年所得に応じて負担する「所得割額」の合計額である。
保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合が決定し、徴収は当町が行う。
- ④町は制度運営の安定を目的として、保険料の徴収、被保険者証や限度額適応認定証など各種帳票の交付、高額療養費や葬祭費等の給付申請の受付を行い、滋賀県後期高齢者医療広域連合に申達する。また、対象者が後期高齢者医療制度にスムーズに加入できるよう窓口業務を行う。

		本年度当初予算額	前年度当初予算額	差 引 額
財 源 内 訳	後期高齢者医療 保険料	57,985 千円	57,833 千円	152 千円
	一般会計繰入金 (保険基盤安定)	26,550 千円	26,477 千円	73 千円
	一般会計繰入金 (事務費分)	5,225 千円	101 千円	5,124 千円
	その他財源	545 千円	316 千円	229 千円
事業費合計		90,305 千円	84,727 千円	5,578 千円

2. 本年度の予算の特徴及び取組事業の概要

後期高齢者保険料および被保険者数

- 令和4年度 (本算定時) 保険料 特徴 44,285,571円 普徴 11,863,907円
(令和4年 4月1日時点) 被保険者数 1,166人
- 令和3年度 (本算定時) 保険料 特徴 43,856,179円 普徴 10,158,458円
(令和3年 4月1日時点) 被保険者数 1,149人

介護予防の一体的事業について

高齢者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るため、後期高齢者医療・国民健康保健・介護予防・健康づくり等庁内担当及び関係団体との連携のもと、一体的な実施をすることにより効率的に地域の健康課題を分析・企画・調整・評価等を行い高齢者に対する支援を行う継続的な事業

令和5年度事業

- ①複数の疾患を持つ高齢者数名に対する栄養士の個別訪問
- ②栄養士会に委託し地域サロン（13集落）で主に栄養面についての説明
- ③運動指導士による筋トレ・ストレッチ教室

※この事業は後期高齢者医療に関するものであるが、予算上は一般会計において計上

Ⅶ. 主要施策の概要（令和５年度新規重点事業）

1 主要施策個票

（単位：千円）

◎第２款 総務費

事業名	人事評価システム導入業務				
担当所属	総務課	予算額		予算書頁	29
予算	01一般会計	12委託料	2,482	財源	
款	02総務費			国庫	
項	01総務管理費			県費	
目	01総務管理費			町債	
細目	01総務一般管理費			その他	
				一般財源	2,482
		計	2,482	計	2,482
目的	「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成26年4月成立）により、国家公務員で実施されている人事評価制度が地方公務員法にも義務化された。 そのため人事評価制度による人材育成を推進していく必要があるが、紙媒体による評価結果の確認、集計、分析では相当な時間・労力を要することとなることから、人事評価に係る評価者及び被評価者の事務負担・作業時間の軽減や評価結果の集計、データ管理等の円滑化を図る。日野町、竜王町、愛荘町は先行して既に導入している。				
概要	現在稼働中の人事給与システムに人事評価システムを追加導入することで、被評価者は目標や自己評価が入力でき、課長などの評価者は評価やコメント等を入力できるように対応を行う。				

事業名	町広報充実化事業				
担当所属	企画監理課	予算額		予算書頁	30
予算	01一般会計	10需用費	264	財源	
款	02総務費	18負補交	13	国庫	
項	01総務管理費			県費	
目	02文書広報費			町債	
細目	01文書広報事業			その他	
				一般財源	277
		計	277	計	277
目的	町広報紙は、町役場と住民の間をつなぐ大切な情報交換のツールであるが、町の行政情報を一方的に伝達する傾向に陥っていることから、住民ニーズのフィードバックを図り、「住民と一緒に作る広報紙」を目指す。				
概要	住民ニーズに耳を傾けるため、「広報こうら」に購読感想や行政への意見等を募る広聴のコーナーと、町産品の紹介をかねた懸賞制度のコーナーを設け、住民の声を町行政に反映させ、双方向性の要素を取り入れた広報紙づくりに取り組む。				

事業名	インボイス制度対応事業				
担当所属	総務課	予算額		予算書頁	31
予算	01一般会計	12委託料	517	財源	
款	02総務費			国庫	
項	01総務管理費			県費	
目	03財政会計管理費			町債	
細目	01財政管理費			その他	
				一般財源	517
		計	517	計	517
目的	インボイス制度（適格請求書保存方式）とは、売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための制度であり、買手の請求に対し売手は必要な情報の記載された適格請求書（インボイス）を提供する必要がある。地方自治体は消費税の納付は免除されているものの課税事業者であることから、令和5年10月制度開始に向け準備を行う必要があり、制度に対応できるシステム構築を行うもの。				
概要	現在使用するIPK会計システムに対し、必要な改修を行うことで、適格請求書の発行を可能とする。この改修は同システムを利用する県内6町共同で行うことで、1町辺りの金額を抑えることが可能となることから、本町も令和5年上半期に対応改修を行うこととしたもの。				

事業名	庁舎火災通報装置修繕事業				
担当所属	総務課	予算額		予算書頁	31
予算	01一般会計	10需用費	2,232	財源	
款	02総務費			国庫	
項	01総務管理費			県費	
目	04財産管理費			町債	
細目	01一般財産管理事業			その他	
				一般財源	2,232
		計	2,232	計	2,232
目的	適切な施設の維持管理のため、消防法17条3の3に基づき、消防用設備等の点検が義務化されている。この規定に基づき甲良町役場別館に対する消防点検を実施した結果、必要と判断された修繕を行い、万一の際に適切な対応が取れる体制づくりを構築するもの。				
概要	令和4年8月17日・12月26日の2回、委託先事業者（株式会社奥山ポンプ）による消防設備点検を行った。この結果を受けた委託業者との協議の中で、甲良町役場別館の防災盤が建築当初から更新されておらず劣化によりいつ故障してもおかしくないこと（耐用年数15年）、またその場合の修繕用部品調達が困難なことなどから、更新するもの。 なお、設置しないことが可能か犬上分署にも確認したが、法的に設置が必要との回答であった。				

事業名	空調機点検事業				
担当所属	総務課	予算額		予算書頁	31
予算	01一般会計	12委託料	3,000	財源	
款	02総務費			国庫	
項	01総務管理費			県費	
目	04財産管理費			町債	
細目	01一般財産管理事業			その他	
				一般財源	3,000
		計	3,000	計	3,000
目的	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が平成27年4月から施行されており、地球温暖化とオゾン層破壊となるフロン類の排出抑制のため、業務用エアコンの管理者（所有者）に機器及びフロン類の適正な管理が義務づけられていることにより機器の点検を実施し排出抑制に努める。				
概要	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、3年に1度の点検を行うもの。 全体個数 100か所（町施設全体）				

事業名	空き家利活用促進事業				
担当所属	企画監理課	予算額		予算書頁	32
予算	01一般会計	12委託料	350	財源	
款	02総務費			国庫	
項	01総務管理費			県費	175
目	05企画費			町債	
細目	06定住化促進事業			その他	
				一般財源	175
		計	350	計	350
目的	令和4年度に空き家バンクを新たに制度化したが、高額な物件購入や、見ず知らずの土地への移住を即断する事にはためらいがあることから、バンクの活用が伸び悩んでいるため、試行的に空き家での生活を体験できる仕組みを構築することにより、購入や移住のハードルを下げ、バンクの利用促進を図る。				
概要	不動産所有者と不動産業者の協力を受け、バンクの登録物件を清掃した上で「内見（不動産を実際に見て確認すること）」の形式をとり、購入（賃貸）希望者が試行的に空き家での生活を数日間、実際に体験し、地域の暮らしや風土等に触れて馴染んでもらうことにより、購入や移住への円滑な移行を図る。				

事業名	自庁舎設置サーバ機器更新事業				
担当所属	企画監理課	予算額		予算書頁	33
予算	01一般会計	12委託料	9,900	財源	
款	02総務費	17備品購入費	52,451	国庫	
項	01総務管理費			県費	
目	06電子計算費			町債	
細目	01電子計算管理事業			その他	
				一般財源	62,351
		計	62,351	計	62,351
目的					
LGWAN（総合行政ネットワーク）を円滑に利用するため、耐用年数を迎える自庁舎内設置のLGWAN系ドメインサーバ、仮想化サーバ、管理仮想ホストサーバ機器を更新するもの。					
概要					
自庁舎内に設置しているLGWAN系ドメインサーバ、仮想化サーバ、管理仮想ホストサーバ 機器の購入、旧機器の処分および設定・構築業務を実施するもの。					

事業名	文字情報基盤文字外字同定対応事業				
担当所属	企画監理課	予算額		予算書頁	33
予算	01一般会計	12委託料	4,070	財源	
款	02総務費			国庫	4,070
項	01総務管理費			県費	
目	06電子計算費			町債	
細目	01電子計算管理事業			その他	
				一般財源	
		計	4,070	計	4,070
目的					
令和6年度課税以後から特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的通知が開始されるため、税通基本情報ファイルの作成について、文字情報基盤文字（IPAmj明朝フォント）に変換する必要があり、外字同定を行うもの。					
概要					
令和6年度以後開始の特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的通知に伴い、税通基本情報ファイルの作成にあたっては、文字情報基盤文字（IPAmj明朝フォント）に変換することからシステム上で外字同定作業を実施するもの。					

事業名	テレワーク推進事業				
担当所属	企画監理課	予算額		予算書頁	33
予算	01一般会計	11役務費	536	財源	
款	02総務費	12委託料	792	国庫	
項	01総務管理費			県費	
目	06電子計算費			町債	
細目	01電子計算管理事業			その他	
				一般財源	1,328
		計	1,328	計	1,328
目的	コロナ禍等の想定した新たな勤務体制の構築と、自治体DX推進の一環として、テレワークを実施するために環境整備を実施するもの。				
概要	令和４年度調達PCのうち３台をテレワーク用端末として利用できるよう設定・環境構築作業を行うとともに、ポケットWi-Fi等利用料を支出するもの。併せて、テレワークによる自宅勤務を可能とするための、業務の洗い出しや情報管理等のソフト対策を同時に進める。				

事業名	男女共同参画事業				
担当所属	住民人権課	予算額		予算書頁	34
予算	01一般会計	07報償費	150	財源	
款	02総務費	08旅費	12	国庫	
項	01総務管理費	10需用費	10	県費	
目	10人権対策費	12委託料	65	町債	
細目	02男女共同参画事業			その他	
				一般財源	237
		計	237	計	237
目的	男女共同参画社会基本法、また女性活躍推進法の理念に則り、男女平等を実現するため、女性も男性も互いの違いを認め合い、人権を尊重しあえる社会の実現をめざすことを目的とする。				
概要	地域の様々な活動や方針決定の場への女性の参画を進めながら、女性の人権についての正しい理解や意識啓発を推進するため、関係機関との連携を取りながら相談・啓発事業など総合的かつ計画的に推進する。 また、町としての今後の施策展開の方針についても専門家の意見を得ながら策定を進める。				

事業名	マイナンバーカード普及促進事業				
担当所属	住民人権課	予算額		予算書頁	36-37
予算	01一般会計	02給料	2,038	財源	
款	02総務費	03職員手当等	659	国庫	4,267
項	03戸籍住民基本台帳費	04共済費	1,161	県費	
目	01戸籍住民基本台帳費	11役務費	115	町債	
細目	01戸籍住民基本台帳費	13使用料	261	その他	
		その他	33	一般財源	
		計	4,267	計	4,267
目的					
マイナンバーカードの普及を進めることにより、住民にとって必要な手続きのデジタル化が進み、各種証明書の非対面での交付を拡大させるなど、行政手続きの利便性向上を図ることを目的とする。					
概要					
マイナンバーカード取得のメリットや、マイナンバーカードを円滑に交付ができるように、関係機関と協力しながら申請サポートを行う。また、住民の方が安心してマイナンバーカードを所持できるように広報等で呼びかける。					

事業名	戸籍読み仮名追加対応事業				
担当所属	住民人権課	予算額		予算書頁	37
予算	01一般会計	12委託料	6,600	財源	
款	02総務費			国庫	6,600
項	03戸籍住民基本台帳費			県費	
目	01戸籍住民基本台帳費			町債	
細目	01戸籍住民基本台帳費			その他	
				一般財源	
		計	6,600	計	6,600
目的					
行政事務のデジタル化に合わせ、現在は戸籍に存在しない片仮名や平仮名の読み仮名をつけることで、個人データを検索しやすくし、事務処理の効率化を図ること、また渡航書類等へのローマ字記載への対応等も目的とした法改正が行われるため、これに適応し、適切に戸籍事務を執行することを目的とする。					
概要					
読み仮名の記載されている住民基本台帳のデータと、戸籍総合システムの紐付けをすることで、甲良町に本籍をおく在籍者の読み仮名を追加する作業を行う。					

事業名	滋賀県議会議員一般選挙費				
担当所属	総務課	予算額		予算書頁	38
予算	01一般会計	01報酬	4,303	財源	
款	02総務費	07報償費	19	国庫	
項	04選挙費	10需用費	329	県費	4,756
目	03滋賀県議会議員一般選挙	11役務費	50	町債	
細目	01滋賀県議会議員一般選挙	13使用料及び賃借料	55	その他	
				一般財源	
		計	4,756	計	4,756
目的					
滋賀県議会議員一般選挙が適切に行われるように、公職選挙法等に基づき甲良町選挙管理委員会が選挙に関する事務を執行する。					
概要					
令和5年4月29日に任期満了となる滋賀県議会議員一般選挙の執行に伴う報酬ほか経費。 告示日は令和5年3月31日、投票日は令和5年4月9日。 主な事務は投・開票事務従事者の人員の確保及び委嘱、ポスター掲示場の準備、投票所及び開票所の設営、開票の実施等。					

事業名	甲良町長選挙費				
担当所属	総務課	予算額		予算書頁	38
予算	01一般会計	01報酬	4,591	財源	
款	02総務費	07報償費	19	国庫	
項	04選挙費	10需用費	2,152	県費	
目	04甲良町長選挙費	11役務費	784	町債	
細目	01甲良町長選挙費	12委託料	1,144	その他	
		13使用料及び賃借料	1,023	一般財源	9,713
		計	9,713	計	9,713
目的					
甲良町長選挙が適切に行われるように、公職選挙法等に基づき甲良町選挙管理委員会が選挙に関する事務を執行する。					
概要					
任期満了（令和6年1月25日）に伴う甲良町長選挙を執行する。 投票日等は甲良町選挙管理委員会において決定される。 ・主な事務：投・開票事務従事者の委嘱、ポスター掲示場の準備、入場券発送期日前投票の準備、開票の実施等。 ・令和2年12月12日に公布された、「甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における運動の公費負担に関する条例」が初めて適用される。 10.ビラ・ポスター制作1,145千円 13.選挙用自動車借り上げ 968千円 ・前回令和2年1月26日執行 投票率73.72%					

事業名	町議会議員選挙費				
担当所属	総務課	予算額		予算書頁	39
予算	01一般会計	01報酬	89	財源	
款	02総務費	10需用費	5,717	国庫	
項	04選挙費	11役務費	380	県費	
目	05町議会議員選挙費	12委託料	2,253	町債	
細目	10町議会議員選挙費	13使用料及び賃借料	4,515	その他	
				一般財源	12,954
		計	12,954	計	12,954
目的					
甲良町議会議員選挙が適切に行われるように、公職選挙法等に基づき甲良町選挙管理委員会が選挙に関する事務を執行する。					
概要					
・任期満了（令和6年2月4日）に伴う甲良町議会議員選挙を執行する。 ・投票日等は甲良町選挙管理委員会において決定される。 ・主な事務：投・開票事務従事者の委嘱、ポスター掲示場の準備、入場券発送期日前投票の準備、開票の実施等。 ・令和2年12月12日に公布された、「甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における運動の公費負担に関する条例」が初めて適用される。 10.ビラ・ポスター制作4,986千円 13.選挙用自動車借り上げ 4,515千円 ・前回令和2年1月26日執行 投票率73.70%					

◎第3款 民生費

事業名	補聴器購入助成事業				
担当所属	保健福祉課	予算額		予算書頁	42
予算	01一般会計	18負補交	600	財源	
款	03民生費			国庫	
項	01社会福祉費			県費	
目	01社会福祉総務費			町債	
細目	01社会福祉総務管理事業			その他	
				一般財源	600
		計	600	計	600
目的	難聴等の理由により聴力機能の低下がある方に対し、補聴器購入費用の一部を助成することで、円滑なコミュニケーションの確保、閉じこもり予防、社会参加及び地域交流を支援することを目的とする。				
概要	【対 象】次の条件すべてを満たす方 ・町内在住18歳以上で、医師の診断により補聴器が必要と認められた方 ※所得制限・課税要件なし ・身体障害者手帳（聴覚）に該当しない方 ・助成を受けてから5年が経過している方 【助成額】補聴器購入費用の1/2、上限40,000円 ※申請状況に応じ、補正対応 【申請等】①受診による医師の意見書の取得 ②3カ月以内の補聴器購入にかかる領収書				

事業名	福祉医療助成事業				
担当所属	住民人権課	予算額		予算書頁	42
予算	01一般会計	08旅費	5	財源	
款	03民生費	10需用費	113	国庫	
項	01社会福祉費	11役務費	1,667	県費	16,243
目	01社会福祉総務費	19扶助費	58,520	町債	17,700
細目	05福祉医療助成事業			その他	7,176
				一般財源	19,186
		計	60,305	計	60,305
目的	社会的、経済的に弱い立場にある障害者や老人等の医療費を助成し、これらの方々の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。				
概要	・自己負担金控除：医療機関受診→窓口で助成券提示→窓口で医療費の支払 ・償還払：県外医療機関受診→窓口で全額支払い→自己負担金控除分を払戻し 毎年7月に所得状況確認をし、対象者に対して助成券の年次更新を行う。乳幼児は6歳到達の年度末、小中学生・高校生世代は18歳到達の年度末まで有効の助成券を交付				

事業名	第4次障害者基本計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 策定事業				
担当所属	保健福祉課	予算額		予算書頁	41
予算	01一般会計	07報償費	140	財源	
款	03民生費	11役務費	113	国庫	
項	01社会福祉費	12委託料	4,950	県費	
目	01社会福祉総務費			町債	
細目	06在宅障害者福祉事業			その他	
				一般財源	5,203
		計	5,203	計	5,203
目的	「障害者基本法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の3つの法律に基づき、障害者のための基本施策に関する事項、障害者（児）福祉サービスに関する事項を定めることで、地域に住む障害のある人がその人らしい生活を送れるよう、障害に関する理解と促進を図り、また地域生活を支えるための福祉サービス、相談、支援事業の体制を確保することを目的とする。				
概要	各種障害者手帳及び障害福祉サービスを利用されている対象者に対しニーズ調査を行い、地域の現状把握及び湖東福祉圏域としての課題を洗い出す。また、策定委員会を開催し、地域課題に対する意見集約を行い、次期計画の策定に取り組むため、策定員会開催支援、アンケート作成・印刷封入、各種資料及び冊子作成を事業者へ委託する。 基本計画は6年に1度改訂、障害(児)福祉計画は3年に1度改訂が必要となる。				

事業名	児童生徒人権教育推進事業				
担当所属	呉竹地域総合センター	予算額		予算書頁	45
予算	01一般会計	18負補交	568	財源	
款	03民生費			国庫	
項	01社会福祉費			県費	
目	03呉竹総合センター費			町債	
細目	01呉竹総合センター費			その他	
				一般財源	568
		計	568	計	568
目的	人権尊重のまちづくりを進めるために町行政が町民や各種団体と協働することが甲良町人権施策推進基本計画の基本理念の中に掲げられている。甲良町の人権施策を推進するため、児童生徒に対して同和問題をはじめあらゆる人権問題について理解と認識を深め、人権尊重の精神を培い育成する学習活動を行う団体を支援する。				
概要	上記の活動を行っている団体「子ども守り育てる会『竹友』」は、部落の完全開放をめざし、すべての子どもに教育の機会均等を保障する活動や人権を大切に仲間づくりの活動を行っており、その一環として西学区の小・中学校高学年、中学3年を対象に「部落解放合宿」を実施している。近年はコロナ禍で活動内容や合宿の開催が制限されていたが、令和5年度は従来の宿泊を伴う合宿が計画されている。				

事業名	高齢者配食サービス事業委託				
担当所属	保健福祉課	予算額		予算書頁	45
予算	01一般会計	12委託料	900	財源	
款	03民生費			国庫	
項	01社会福祉費			県費	
目	04老人福祉費			町債	
細目	02在宅老人福祉事業			その他	
				一般財源	900
		計	900	計	900
目的					
本事業は、栄養バランスのとれた適切な食事の提供と安否確認を実施するため宅配による手渡しを実施し、高齢者やその家族が安心して暮らせることを目的に実施している。					
概要					
対象は在宅の65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、調理が困難と認められる方。ただし、日中独居や家族が療養中などの場合は、必要に応じて対象としている。 1日2食（昼・夕）を限度に、ボリューム食、治療食、塩分調整、おかずの大きさ、ご飯有無、軟飯・おかゆなど個別に対応可。令和5年度からは委託先事業所が2箇所になる見込みで、利用者が選択でき、より自由度の高いサービスの提供が可能となる。 また、一人一食あたり100円（月曜～土曜日）を助成して利用しやすくしている。 ●実績： R3.12 24名544食 R4.12 34名829食 ●予算規模： 750食×12か月を想定					

事業名	保健福祉センター改修事業				
担当所属	保健福祉課	予算額		予算書頁	47
予算	01一般会計	12委託料	1,901	財源	
款	03民生費	14工事請負費	17,160	国庫	
項	01社会福祉費			県費	
目	08保健福祉センター費			町債	19,000
細目	01保健福祉センター運営事業			その他	
				一般財源	61
		計	19,061	計	19,061
目的					
【1.照明設備改修】温水プール屋内照明を水銀灯からLED照明に更新する					
【2.空調設備改修】温水プール更衣室及び事務室のエアコンを改修する					
【3.設計管理委託】照明設備及び空調設備改修の設計管理を委託する					
概要					
【1.照明設備改修】照明器具25基6,167,000円、撤去工事等968,000円					
【2.空調設備改修】室内機(天井)4台・室外機1台3,685,000円、配管工事等1,397,000円					
1.2の工事に付帯する管理費等4,943,000円					
【3.設計管理委託】設計委託1,237,500円、管理委託663,300円					

事業名	社会福祉施設修繕事業				
担当所属	保健福祉課	予算額		予算書頁	47
予算	01一般会計	10需用費	2,390	財源	
款	03民生費	17備品購入費	522	国庫	
項	01社会福祉費			県費	
目	09社会福祉施設整備・運営事業			町債	
細目	01社会福祉施設整備・運営事業			その他	2,912
				一般財源	
		計	2,912	計	2,912
目的	【1.ウッドデッキ改修】（グループホームらくらく） 現在のウッドデッキは木製のため、腐敗が進み使用できない状況。アルミ製デッキに修繕し、利用者の安全を確保するとともに、避難用のスロープを併設する。 【2.エアコン更新】（デイサービスけやき） 令和元年から順次更新を行っており、残り4台の更新を行う。				
概要	【1.ウッドデッキ改修】 修繕費2,390,000円 ① 寸法：幅7,300×奥行1,470 ②材質：アルミ及び木質樹脂等 ③ コンクリートスロープ併設 【2.エアコン更新】 備品購入費522,000円（130,500円×4台） 令和元年より順次更新を行い、故障中のエアコン残り4台を購入				

事業名	介護予防一体的事業				
担当所属	住民人権課	予算額		予算書頁	47-48
予算	01一般会計	01報酬	37	財源	
款	03民生費	10需用費	50	国庫	
項	01社会福祉費	12委託料	1,936	県費	
目	10後期高齢者医療費			町債	
細目	01後期高齢者医療費			その他	2,023
				一般財源	
		計	2,023	計	2,023
目的	複数の慢性疾患をもちフレイル状態に陥りやすい高齢者に対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を医療専門職が積極的に関わり、健康増進・フレイル予防につとめることで高齢者が住み慣れた地域で可能な限り、自立した生活と社会参加ができるようめざすことを目的とする。 ※フレイル状態：健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知的機能の低下がみられる状態のこと。				
概要	高齢者の保健事業と介護予防事業について、住民人権課及び保健福祉課、滋賀県後期高齢者医療広域連合や地域の関係医療機関等と連携し取り組んでいく。 ※後期高齢者医療事業特別会計に属する経費であるが、委託契約等の関係により一般会計で計上。				

事業名	発達診断・心理療法拡大事業				
担当所属	子育て支援センター	予算額		予算書頁	48-49
予算	01一般会計	07報償費	295	財源	
款	03民生費	08旅費	40	国庫	624
項	01社会福祉費	10需用費	110	県費	
目	11家庭支援事業費	17備品購入費	753	町債	
細目	01家庭支援事業費	18負補交	50	その他	
				一般財源	624
		計	1,248	計	1,248
目的	令和5年度は、公認心理師を中心とした教育発達支援を強化事業として、子どもの発達の課題から生じる様々な問題に、早期に支援介入を行い、家庭支援のさらなる充実と教育発達支援の強化に取り組んでいく。				
概要	教育発達支援は、子育て・教育における様々な問題に直面している家庭と児童に対し、心理的支援・教育的支援・発達の支援の三方面から支援をおこなう。 ●心理的支援……保護者・家族と子どもの関係に着目しつつ、子どもの心の問題を緩和できるよう、支援する。＜カウンセリング、心理療法（プレイセラピー、箱庭療法他）＞ ●教育的支援……園や学校で、子どもと先生・他児童との関係に着目しつつ、子どもや先生・保護者の悩みを解決できるよう支援する。＜巡回相談、関わり方助言、教育相談他＞ ●発達の支援……子どもの発達課題に対して、専門的な発達の視点から、大人に子どもの理解と受容を求め、必要な支援につながるよう、発達支援や保護者支援等を行う。＜発達検査と結果説明、医療連携、療育支援連携他＞				

事業名	児童手当給付事業				
担当所属	住民人権課	予算額		予算書頁	49
予算	01一般会計	08旅費	3	財源	
款	03民生費	10需用費	10	国庫	63,406
項	02児童福祉費	11役務費	101	県費	14,615
目	01児童措置費	19扶助費	92,640	町債	
細目	02児童手当給付事業			その他	
				一般財源	14,733
		計	92,754	計	92,754
目的	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。（児童手当法第1条抜粋） ※第一義的責任とは、まず、第一に責任がある。				
概要	支給月（登録口座への振込方式） ・ 2月(10月～1月分) ・ 6月(2月～5月分) ・ 10月(6月～9月分)				

事業名	子ども・子育て支援事業計画策定事業				
担当所属	教育総務課	予算額		予算書頁	49
予算	01一般会計	11役務費	160	財源	
款	03民生費	12委託料	2,750	国庫	
項	02児童福祉費			県費	
目	01児童措置費			町債	
細目	04児童措置事業			その他	
				一般財源	2,910
		計	2,910	計	2,910
目的	子ども・子育て支援事業計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、子ども・子育て支援法により都道府県及び市町村において策定が義務づけられている。甲良町では平成27年に第1期、令和2年度に第2期を策定しており、令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため新たに策定する。				
概要	町民ニーズ把握のためのアンケート調査の実施、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを作成し、子育て家庭の支援に取り組むための指針を示す。また、甲良町子ども・子育て会議を設置して、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項について協議をおこない、本計画を策定する。				

事業名	保育士確保事業				
担当所属	教育総務課	予算額		予算書頁	49
予算	01一般会計	12委託料	5,544	財源	
款	03民生費			国庫	
項	02児童福祉費			県費	
目	01児童措置費			町債	
細目	04児童措置事業			その他	
				一般財源	5,544
		計	5,544	計	5,544
目的	保育士を公募しているが、応募がない状況が続いているため、保育に必要な職員を派遣にて確保する。				
概要	令和5年度の採用結果を踏まえて、保育士が必要数に達していない場合、派遣業者を通じて保育士を確保する。				

事業名	親子ふれあい教室・世代間交流事業				
担当所属	子育て支援センター	予算額		予算書頁	52
予算	01一般会計	07報償費	50	財源	
款	03民生費	10需用費	50	国庫	
項	02児童福祉費			県費	
目	03子育て支援費			町債	
細目	01子育て支援費			その他	
				一般財源	100
		計	100	計	100
目的	未就園児の年齢期に応じた発達目標をもとに、親子のふれあい、スキンシップを通じて親子の愛着関係を育むとともに、歯科衛生士・栄養士等の専門的な育児指導を取り入れた活動を通じて、基礎的な生活習慣の確立を図る。				
概要	保育士の雇用が確保できず、コロナ禍の状況もあり縮小していた本事業について、令和5年度は月1～2回程度、ひろば事業と併せて年間20回程度、未就園児の親子を対象に、上記の目的を考慮した活動内容を検討し、本事業を再開する。				

事業名	甲良町子育て支援情報配信事業（子育て支援アプリ）				
担当所属	子育て支援センター	予算額		予算書頁	52
予算	01一般会計	12委託料（R4繰越）	839	財源	
款	03民生費	12委託料（R5）	627	国庫（R4）	839
項	02児童福祉費			国庫（R5）	418
目	03子育て支援費			県費（R5）	104
細目	01子育て支援費			その他	
				一般財源	105
		計	1,466	計	1,466
目的	核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくない。共働き家庭の増加、就労環境の多様化等、子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で支援していく環境整備の一助とする。				
概要	妊娠期から子育て期の子どもを持つ世帯の情報収集手段は、スマートフォンが主流となっている。新たな子育て支援サービス「母子モ」は、母子健康手帳サポート機能（妊娠期から産前産後の記録・子どもの成長記録・予防接種の管理）と、地域子育て情報配信機能を備えていることに加えて、以下の機能・利便性がある。 ① 女性の健康情報サービスアプリ「ルナルナ」から情報連携・データ移行が可能であり、妊娠前⇒妊娠⇒出産⇒子育てと、継続したデータ管理ができる。 ② 全国展開されていることから、住民が転入・転出してもそのままアプリを活用し続けながら、居住地である自治体独自の情報を発信・受信することができる。 以上から、必要な情報を必要な人に、効率的かつ効果的に情報伝達し、妊娠から子育てを切れ目なく支援するため、スマートフォン向けアプリ「母子モ」を導入する。				

◎第4款 衛生費

事業名	第3期食育健康推進計画及び健康増進計画 策定事業				
担当所属	保健福祉課	予算額		予算書頁	53-54
予算	01一般会計	01報酬	110	財源	
款	04衛生費	12委託料	5,000	国庫	
項	01保健衛生費			県費	
目	01保健衛生総務費			町債	
細目	03健康増進事業			その他	
				一般財源	5,110
		計	5,110	計	5,110
目的	高齢化、食生活等のライフスタイルの変化に伴い、肥満や高血圧、狭心症等の心疾患や脳血管疾患等の生活習慣病となる方が増え、町民の健康課題となっている。また、自殺対策（啓発や相談体制の充実）を含めたメンタルヘルス（こころの健康）の向上も社会で取り組むべき課題であり、町民の健康寿命延伸のため町民、行政、関係機関や団体等が連携し、取組を行うための計画を策定する。				
概要	食育基本法に基づく食育推進基本計画及び、健康増進法に基づく健康増進計画の町第3期（R6～R11の6年間）計画の策定のため、計画策定委員会の開催、住民アンケートの実施・集計、第2期計画の評価を行う。また、自殺対策基本法に基づき、第2期となる町自殺対策計画についても含めた計画とする。策定委員会開催支援、アンケート作成・印刷封入、各種資料及び冊子作成を事業者に委託する。				

事業名	がん患者のアピアランスサポート事業				
担当所属	保健福祉課	予算額		予算書頁	54
予算	01一般会計	18負補交	50	財源	
款	04衛生費			国庫	
項	01保健衛生費			県費	25
目	01保健衛生総務費			町債	
細目	03健康増進事業			その他	
				一般財源	25
		計	50	計	50
目的	がん治療に伴う外見の変化を補完する補整具を購入した方に対し、助成金を交付することで療養生活の質の向上及び就労等社会参加を支援することを目的とする。				
概要	【対象者】①抗がん剤治療の副作用に伴い脱毛した方 ②手術により乳房切除を行った方 【助成対象用具】①医療用ウィッグ、帽子 ②補整下着、パッド、人工乳房 【助成金額】補整用具1種類につき1回まで、それぞれ1万円を限度（最高3万円） ※②は左右必要な場合、それぞれ1万円を限度とする。				

事業名	骨髄等ドナー支援事業				
担当所属	保健福祉課	予算額		予算書頁	54
予算	01一般会計	18負補交	210	財源	
款	04衛生費			国庫	
項	01保健衛生費			県費	105
目	01保健衛生総務費			町債	
細目	01保健衛生総務費			その他	
				一般財源	105
		計	210	計	210
目的	骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行う方及びその方を雇用する事業者に対し、助成金を交付することで、ドナー等の負担の軽減及び移植の促進を図ることを目的とする。				
概要	・ドナーが骨髄等を提供するために要した入院・通院・面談の日数×2万円 ※7日を限度 ・ドナーが勤務する国内の事業所に対し、ドナー休暇を付与した日数×1万円 ※7日を限度 【甲良町の状況】R4.3.31時点 ドナー登録者22名 【国内の状況】 骨髄移植が必要な患者に対するドナー適合率95%、実際の移植率は希望患者の56%に留まる状況。ドナー候補者の提供できなかった理由の内、「仕事の都合」が42%を占めている。				

事業名	造血幹細胞移植後等のワクチン再接種費用助成事業				
担当所属	保健福祉課	予算額		予算書頁	54
予算	01一般会計	18負補交	157	財源	
款	04衛生費			国庫	
項	01保健衛生費			県費	78
目	02予防費			町債	
細目	01予防接種事業			その他	
				一般財源	79
		計	157	計	157
目的	造血幹細胞移植等の医療行為により、過去に受けた予防接種により得た免疫が低下または消失した方に、医師の判断に基づき再接種を受ける場合に要する費用の助成を行う。				
概要	【対象者】医師の判断の基づき、再接種の必要があると認められた方 【助成対象費用】抗体検査費用及び医師の指示により行う再接種費用 ※予防接種の種類：B型肝炎、BCG、ヒブ感染症、小児用肺炎球菌感染症、四種混合、二種混合、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、ヒトパピローウイルス感染症 等				

事業名	伴走型支援と出産・子育て応援事業				
担当所属	保健福祉課	予算額		予算書頁	55
予算	01一般会計	01報酬	4,190	財源	
款	04衛生費	03職員手当等	1,392	国庫	1,860
項	01保健衛生費			県費	1,860
目	04母子衛生費			町債	
細目	01母子保健事業			その他	
				一般財源	1,862
		計	5,582	計	5,582
目的	すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへの一体的な相談支援を行うため、令和6年4月から、『子ども家庭センター』の設置が努力義務となっている。これは、従来の『子ども家庭総合支援拠点』(子育て支援センター)と『子育て世代包括支援センター』(保健福祉課母子保健係)の業務を一体化したものとなる。 本町ではこの施策に対応するため、令和5年度からは保健福祉課と子育て支援センターが協働し、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した支援を実施し、出産・育児等の見通しを立てるための面談や必要な支援につなぐ伴走型支援を実施する。				
概要	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境をつくるため、 ①妊娠届出時の面談(アンケート含む) ②妊娠8か月頃の面談(アンケート含む) ③出産後の面談(アンケート含む) を実施する。 ※妊娠期と出産後の経済的支援については、国の制度確定後に補正予定。 ※一体的な業務推進には、保健師・助産師等の専門職、保育士、利用者支援専門員、子育て支援員、事務職員のチームが必要となる。				

◎第6款 農林水産業費

事業名	人・農地のみらいを考える『地域計画』作成事業				
担当所属	産業課	予算額		予算書頁	—
予算	01一般会計			財源	
款	06農林水産業費			国庫	
項	01農業費			県費	
目	03農業振興費			町債	
細目	01農業振興一般管理事業			その他	
				一般財源	
		計	—	計	—
目的	これまで、集落等での話し合いにより人・農地プランを作成し、その実践をしてきた。しかし今後、さらなる農業者の減少や高齢化、耕作放棄地の拡大により、農地が適切に利用されなくなることが懸念される。このため、人・農地プラン制度に代わり、農地が適切かつ効率的に利用されるよう、農地の利用について考え、集積・集約化に向けた取組を加速化することを目的とする事業である。 農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」という。）の改正により人・農地プランが法定化され、集落等での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進める。				
概要	法改正により、人・農地プランが、町が策定する「地域計画」として法定化され、農地一筆ごとにその農地を今後利用する農業者を記した「目標地図」を作成することになる。今後、農地中間管理機構による農地貸借は地域計画（目標地図）に基づいて行われ、従前の借り手の公募や、貸し手と借り手のマッチングは廃止される。また、基盤法に基づく農地の貸し手と借り手の利用権設定の仕組みも廃止される。 【事業の流れ】 1. 町地域計画推進会議の設置 2. 担い手の意見交換 3. 集落等での話し合い 4. 地域計画案の作成 (縦覧・意見聴取) 5. 地域計画策定 「地域計画」の策定は令和6年度末までを目標とする。 【令和5年度実施内容】 上記の1.～3.までを実施予定（現在、国で事務費補助を検討中であり、必要に応じ補正） (参考) 地域計画(目標地図)の作成にあたっては、農業委員会、集落及び各関係機関との連携が必要国目標値(令和5年度末80%)を見据え、農地集積・集約化をより加速させるための法令改正甲良町の現状…農地集積率75.3%(令和3年度末現在)				

◎第7款 商工費

事業名	観光・農業のローカルブランディングによるまちの活性化推進事業				
担当所属	産業課	予算額		予算書頁	61
予算	01一般会計	12委託料	10,000	財源	
款	07商工費			国庫	5,000
項	01商工費			県費	
目	03観光振興費			町債	
細目	01観光振興費			その他	
				一般財源	5,000
		計	10,000	計	10,000
目的	国の地方創生推進交付金を活用し、甲良町産業課と公民連携組織（こうら・ウェルネスツーリズム実行委員会）が、様々なステークホルダーと連携協力しながらコレクティブインパクトを発揮し、着地型観光振興や新規就農者、新規就職者の獲得や、定住人口、関係人口、交流人口の増加を目指し、過疎化が進み、かつての賑わいが無くなった甲良町の活性化を取り戻すことを目的とする(令和4年度～令和5年度)。				
概要	下記事業を、こうら・ウェルネスツーリズム実行委員会へ委託する。 職業体験や暮らし体験をテーマにした観光プランの企画・商品化：1,000千円 プロモーション活動：2,400千円、IOTを活用した農産物生産性向上事業：3,000千円 観光パンフレット及び商品カタログ等の魅力発信ツールの作成：1,000千円 田舎暮らしお試し体験会の実施：100千円、特産品開発商品化：500千円 お試し移住体験ゲストハウス内装・什器等備品製作費：2,000千円				

事業名	地域イベント助成金給付事業				
担当所属	産業課	予算額		予算書頁	61
予算	01一般会計	18負補交	1,500	財源	
款	07商工費			国庫	
項	01商工費			県費	
目	03観光振興費			町債	
細目	01観光振興費			その他	1,500
				一般財源	
		計	1,500	計	1,500
目的	甲良町まち、ひと、しごと創生総合戦略の基本目標である、「甲良への新しいひとの流れをつくる」を実現させるための事業として地域が主体的に実施し、「歴史・景観を生かした観光・交流の推進」を行うために、地域の宝である甲良三大偉人のひとり「バサラ大名佐々木道誉公」の魅力情報を広く発信することとした補助事業の位置付けである。				
概要	佐々木道誉公顕彰会は、正楽寺自治会と勝楽寺壇家を中心に平成元年に再結成し、その年の12月に茂山狂言会一門による狂言「釣狐」他が奉納された。その後バサラ道誉まつりとして毎年、各種講演会・研修会を開催してきた。令和5年は甲良三大偉人のひとりである「佐々木道誉公」の没後650年を契機に当たり、記念事業を展開することにより、地域の魅力情報を広く発信することへの補助事業である。 【実施方法】 勝楽寺の本山建仁寺の小堀泰蔵官庁を招いた追悼法要 勝楽寺本堂に特別舞台を設置し、大蔵流茂山千五郎家の招致による狂言の公演 泉山御流の香道古式流儀による献花と華道教室の開催 ※事業採択制(R5年3月末判明予定)のため、事業採択がなければ補助執行は取りやめ ※事業の実施主体はあくまで地域であり、市町を経由する補助金のため予算計上したことによる新規事業としての取扱い				

◎第8款 土木費

事業名	新積算システム導入事業				
担当所属	建設水道課	予算額		予算書頁	62
予算	01一般会計	13使用料	2,346	財源	
款	08土木費			国庫	
項	01土木管理費			県費	
目	01土木総務費			町債	
細目	01土木総務管理事業			その他	
				一般財源	2,346
		計	2,346	計	2,346
目的	土木積算システムの更新は滋賀県における独自のシステム運用を平成13年より運用開始をしており、度重なる改造によりシステムが複雑化しエラーの増加や積算の違算リスクが大きくなったことから次期システムの導入を県が一括で行うための市町への一部負担。				
概要	創積 2 1 の稼働終了により県内統一で新システムへ移行 ・3ライセンス分				

事業名	道路新設改良事業				
担当所属	建設水道課	予算額		予算書頁	63
予算	01一般会計	14工事請負費	8,000	財源	
款	08土木費			国庫	
項	02道路橋梁費			県費	
目	03道路橋梁新設改良費			町債	8,000
細目	01道路新設改良事業			その他	
				一般財源	
		計	8,000	計	8,000
目的	狭あい道路の解消による安全な住宅街地の形成や、建築確認、不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図るため、必要な道路(水路)整備を行う。 また、令和2年実施の路面性状調査の結果に基づき路面状況の悪い舗装修繕を実施する。				
概要	・舗装工事 ・町道長寺西部宅造内5号線舗装修繕工事 L=150m ・水路工事 ・長寺九条野線水路新設工事 L=30m				

事業名	社会資本整備交付金事業				
担当所属	建設水道課	予算額		予算書頁	63
予算	01一般会計	10需用費	18	財源	
款	08土木費	12委託料	7,700	国庫	26,850
項	02道路橋梁費	12委託料	6,650	県費	
目	03道路橋梁新設改良費	14工事請負費	42,350	町債	27,000
細目	02社会資本整備交付金事業			その他	
				一般財源	2,868
		計	56,718	計	56,718
目的					
道路施設（舗装、橋梁、付属物）を適切に維持管理することにより、町民の命と暮らしを守り、道路の安全かつ円滑な交通を確保する。					
概要					
・測量設計 ・町道北落呉竹線（L=350m）小川原地先 ・町道北落呉竹線（L=350m）呉竹地先 ・町道橋梁 ・橋梁長寿命化修繕計画改定 72橋 ・舗装修繕工事 ・町道一落窪川線（L=320m） ・町道北落呉竹線（L=200m） ・町道池寺下之郷線（L=250m）					

事業名	空き家対策事業				
担当所属	建設水道課	予算額		予算書頁	63-64
予算	01一般会計	01報酬	90	財源	
款	08土木費	07報償費	135	国庫	
項	04住宅費	08旅費	22	県費	40
目	01住宅管理費	12委託料	2,048	町債	
細目	03住宅対策事業	12委託料	627	その他	
		18負補交	200	一般財源	3,082
		計	3,122	計	3,122
目的	適切に管理が行なわれていない空家等に対して、必要な措置を講じることにより、それらの空家等が防災・衛生・景観等の観点から、地域住民の生活環境に悪影響を与えることを未然に防止する。また空家等の所有者に対して、空家等の管理・利活用を促進する。 上記目標を達成するために町が取り組むべき課題に対する基本的な考え方や取組み方針等を示すことで、町内の空家等の利活用の促進や地域住民の生活環境の保全等、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく。				
概要					
・空き家等実態調査業務委託（特定空家候補に対する調査・空家等対策協議会開催の支援） ・空き家システム保守委託 ・特定空家等を除却する町民に対する補助					

事業名	総合公園内樹木等処理工事				
担当所属	建設水道課	予算額		予算書頁	65
予算	01一般会計	14工事請負費	4,845	財源	
款	08土木費			国庫	
項	05都市計画費			県費	
目	03公園費			町債	
細目	02都市公園管理事業			その他	4,000
				一般財源	845
		計	4,845	計	4,845
目的					
都市公園の環境及び施設の保全のために、除草及び清掃作業並びに施設修繕・工事を行い、安全に利用できるよう管理する					
概要					
・甲良町総合公園内の伸びた草木は甲良町シルバー人材センターに委託して除去している。除去された草木は、その都度処分すると費用が高むため、公園内の置場に一時的に仮置きしている。仮置きしていた草木の量が置場の容量を超える見込みのため、今回の工事において処分するものである。					

◎第9款 消防費

事業名	非常勤消防団員処遇改善（報酬・費用弁償改善）事業				
担当所属	総務課	予算額		予算書頁	66
予算	01一般会計	01報酬	133	財源	
款	09消防費	08旅費	190	国庫	
項	01消防費			県費	
目	02非常備消防費			町債	
細目	01非常備消防費			その他	
				一般財源	323
		計	323	計	323
目的	消防法に基づく消防長官通知により定められている「非常勤消防団員報酬等の基準」に準じ、甲良町消防団団員の処遇改善をするもの。また、「甲良町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例」について3月議会において一部改正を行う。				
概要	・団員報酬33,000円を36,500円に引き上げ。 ・水火災、警戒の場合 1,700円/回を4時間以内4,000円、4時間を超え24時間以内8,000円等に引き上げ。 ・訓練等の場合 1,500円/回を4時間以内2,000円、4時間を超え24時間以内4,000円等に引き上げ。				

事業名	防火水槽修繕事業				
担当所属	総務課	予算額		予算書頁	66
予算	01一般会計	14工事請負費	2,717	財源	
款	09消防費			国庫	
項	01消防費			県費	
目	02非常備消防費			町債	
細目	01非常備消防費			その他	
				一般財源	2,717
		計	2,717	計	2,717
目的	消防法20条第2項により「消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理する」となれていることから、修繕の必要な防火水槽を適切に補修し、消防水利の適正な維持管理に努める。				
概要	池寺区からの要望による防火水槽の修繕1箇所（漏水）および令和4年度に点検した、経年劣化している防火水槽蓋を2箇所修繕するもの。				

事業名	町防災無線改修事業				
担当所属	総務課	予算額		予算書頁	66
予算	01一般会計	10需用費	1,530	財源	
款	09消防費	11役務費	473	国庫	
項	01消防費			県費	
目	03防災費			町債	
細目	01防災費			その他	
				一般財源	2,003
		計	2,003	計	2,003
目的	甲良町地域防災計画の規定（第2部第1章第5節（情報収集伝達体制の整備））に基づき、災害時に必要な情報伝達手段を確保、管理するため、防災無線及びＪ－ＡＬＥＲＴを整備改修する。				
概要	防災無線：非常用バッテリーの交換。非常用バッテリーは耐用年数が3～4年であり、耐用年数経過時は交換が推奨されている。バッテリーが劣化すると音がならない場合や、発電機に切り替わるまでに電源喪失することがあり得る。前回の交換から約5年経過していることからこれを交換するもの。役場庁舎内の親局及び集落等の子局全22局が対象。 Ｊ－ＡＬＥＲＴ：緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級が新たに追加されることになったため、バージョンアップに対応する改修を行うもの。				

◎第10款 教育費

事業名	教育改革検討委運営事業				
担当所属	教育総務課	予算額		予算書頁	68
予算	01一般会計	07報償費	250	財源	
款	10教育費	08旅費	50	国庫	
項	01教育総務費			県費	
目	02事務局費			町債	
細目	01教育委員会事務局費			その他	
				一般財源	300
		計	300	計	300
目的					
教育全般についてよりよい教育を行うために、教育課題に対して現行の施策を検証するとともに、課題克服のため新たな方策を見出すことを目的とする。					
概要					
委員構成として、大学教授をはじめ教育関係者OB、各校園の運営協議会委員の代表、並びに一般公募による町民の方々と幅広い分野からの委員で組織する。委員会の開催は、基本2ヶ月に1回の実施予定とし、任期は、令和5年度から令和9年度までの5ヶ年とする。					

事業名	教育先進地滞在型研修事業				
担当所属	教育総務課	予算額		予算書頁	68
予算	01一般会計	08旅費	200	財源	
款	10教育費			国庫	
項	01教育総務費			県費	
目	02事務局費			町債	
細目	01教育委員会事務局費			その他	
				一般財源	200
		計	200	計	200
目的					
本町の課題である低学力問題の克服ために、教育県といわれる他府県へ出向き、学校での教職員の様子や学校の施策を体験（研修）することを目的とする。					
概要					
現在求められている「主体的・対話的で深い学び」を実践している学校など学力が安定して上位にある府県の中から選別し、受け入れ先を決定し、滞在型研修（３～５日程度）を実施する。また、事後報告会を設定し、研修内容の共有を図る。					

事業名	部活動指導員設置事業				
担当所属	学校教育課	予算額		予算書頁	68
予算	01一般会計	01報酬	1,344	財源	
款	10教育費			国庫	
項	01教育総務費			県費	672
目	03教育振興費			町債	
細目	05児童生徒支援事業			その他	
				一般財源	672
		計	1,344	計	1,344
目的					
部活動の適正化と教職員の働き方改革を促進する。					
概要					
学校教育法施行規則の改正により、部活動指導員が制度化されたことに対応した事業。					
○教職員の働き方改革					
・部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒との面談等の時間確保。					
・経験のない協議などの指導による心理的負担の軽減。					
○部活動の質的な向上					
・正しい理解に基づく、技術の向上。適切な練習法の導入。想定される事故、怪我の未然防止。					

事業名	スクールソーシャルワーカー派遣事業				
担当所属	学校教育課	予算額		予算書頁	69
予算	01一般会計	07報償費	1,479	財源	
款	10教育費	08旅費	60	国庫	
項	01教育総務費			県費	
目	03教育振興費			町債	
細目	05児童生徒支援事業			その他	
				一般財源	1,539
		計	1,539	計	1,539
目的					
問題を抱えた児童・生徒に対し、課題解決への対応を図る。					
概要					
社会福祉の観点から、問題を抱えた児童・生徒に対し、該当児童・生徒の置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図るため、校・園にスクールソーシャルワーカーを派遣する。					

事業名	町民人権問題学習講座実施事業				
担当所属	社会教育課	予算額		予算書頁	70
予算	01一般会計	07報償費	72	財源	
款	10教育費	08旅費	36	国庫	
項	01教育総務費	11役務費	42	県費	64
目	04人権教育振興費			町債	
細目	01人権教育振興費			その他	86
				一般財源	
		計	150	計	150
目的					
○町民人権問題学習講座 同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題について、広く学習する機会を設け、住民一人ひとりの人権が保障され、多様な価値観や生き方が認められる社会の実現をめざす。					
概要					
○町民人権問題学習講座 甲良町に在住または勤務されている方を対象に、9月～10月に全4回の開催。 令和2・3年とコロナの関係で中止となり、今年度は開催したものの受講者数を制限したため例年に比べ減少した。現段階では、令和5年度の開催規模を例年通りに戻し開催予定。受講者数が回復するよう講座内容や開催方法を検討する。 予算額 150,000円 (内訳) 講師謝金 72,000円 (@18,000円×4回) 手話通訳 42,000円 (@10,500円×4回) 講師旅費 24,000円 (@6,000円×4回) 手話通訳旅費 12,000円 (@3,000円×4回)					

事業名	特殊建築物定期報告調査事業				
担当所属	教育総務課	予算額		予算書頁	70
予算	01一般会計	12委託料	1,287	財源	
款	10教育費			国庫	
項	01教育総務費			県費	
目	05教育施設整備費			町債	
細目	01教育施設整備費			その他	
				一般財源	1,287
		計	1,287	計	1,287
目的					
建築基準法第 1 2 条各項により定められており、3年に 1 度調査を行う必要があるため特殊建築物定期調査を実施。					
概要					
建築物の調査及び防火設備や建築設備の検査を行う。					

事業名	東こども園空調整備事業				
担当所属	教育総務課	予算額		予算書頁	70
予算	01一般会計	14工事請負費	26,032	財源	
款	10教育費			国庫	2,826
項	01教育総務費			県費	
目	05教育施設整備費			町債	23,200
細目	01教育施設整備費			その他	
				一般財源	6
		計	26,032	計	26,032
目的					
甲良東こども園の空調機器が不調であるため取替工事を行う。					
概要					
甲良東こども園の保育室、給食室、職員室、休憩室、会議室、オープンスペースの空調の取替を行う。					

事業名	西小学校安全確保事業				
担当所属	教育総務課	予算額		予算書頁	70
予算	01一般会計	14工事請負費	6,230	財源	
款	10教育費	17備品購入費	3,124	国庫	
項	01教育総務費			県費	
目	05教育施設整備費			町債	9,300
細目	01教育施設整備費			その他	
				一般財源	54
		計	9,354	計	9,354
目的					
甲良西小学校の安全確保を目的として防犯カメラの設置とフェンスの設置を行う。					
概要					
甲良西小学校に防犯カメラの設置及び敷地南面にネットフェンスの設置を行う。					

事業名	西こども園音響設備更新事業				
担当所属	教育総務課	予算額		予算書頁	70
予算	01一般会計	17備品購入費	2,681	財源	
款	10教育費			国庫	
項	01教育総務費			県費	
目	05教育施設整備費			町債	
細目	01教育施設整備費			その他	
				一般財源	2,681
		計	2,681	計	2,681
目的					
電波法改正に伴う規制に現行のものでは対応できないため音響設備の更新を行う。					
概要					
甲良西こども園の遊戯室及び運動場の音響設備の取替を行う。					

事業名	西こども園消火設備更新事業				
担当所属	教育総務課	予算額		予算書頁	70
予算	01一般会計	17備品購入費	1,958	財源	
款	10教育費			国庫	
項	01教育総務費			県費	
目	05教育施設整備費			町債	
細目	01教育施設整備費			その他	
				一般財源	1,958
		計	1,958	計	1,958
目的					
消防点検にてパッケージ型消火設備に消火剤漏れが判明したため、設備の更新工事を行う。					
概要					
甲良西こども園の消火設備 2 基の取替を行う。					

事業名	中学校空調整備更新事業				
担当所属	教育総務課	予算額		予算書頁	70
予算	01一般会計	17備品購入費	1,782	財源	
款	10教育費			国庫	
項	01教育総務費			県費	
目	05教育施設整備費			町債	
細目	01教育施設整備費			その他	
				一般財源	1,782
		計	1,782	計	1,782
目的					
中学校のエアコンに不調箇所があるため取替工事を行う。					
概要					
甲良中学校の図書室西側のエアコンの取替を行う。					

事業名		地域学校協働活動推進事業			
担当所属	東小学校	予算額		予算書頁	71
予算	01一般会計	01報酬	576	財源	
款	10教育費			国庫	
項	02小学校費			県費	303
目	01東小学校管理費			町債	
細目	01東小学校管理費			その他	
				一般財源	273
		計	576	計	576
目的					
地域と学校がパートナーとして連携・協議し「学校を核とした地域づくり」を目指し、社会教育法に規定される地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を配置する。					
概要					
コミュニティスクールの充実を図るため、学校運営協議会と地域学校協働活動が両輪となって機能することが求められる。その核となるのが地域学校協働活動推進員であり、学校と地域の「つなぎ役」となり、学校と地域が連携することにより、子供たちの活動充実や多様な課題への対応が可能となり、地域とともにある学校づくりが一層進むことが期待される。					

事業名	地域学校協働活動推進事業				
担当所属	中学校	予算額		予算書頁	75
予算	01一般会計	01報酬	576	財源	
款	10教育費			国庫	
項	03中学校費			県費	303
目	01中学校管理費			町債	
細目	01中学校学校管理費			その他	
				一般財源	273
		計	576	計	576
目的	地域と学校がパートナーとして連携・協議し「学校を核とした地域づくり」を目指し、社会教育法に規定される地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を配置する。				
概要	コミュニティスクールの充実を図るため、学校運営協議会と地域学校協働活動が両輪となって機能することが求められる。その核となるのが地域学校協働活動推進員であり、学校と地域の「つなぎ役」となり、学校と地域が連携することにより、子供たちの活動充実や多様な課題への対応が可能となり、地域とともにある学校づくりが一層進むことが期待される。				

事業名	公民館駐車場整備事業				
担当所属	社会教育課	予算額		予算書頁	79
予算	01一般会計	14工事請負費	546	財源	
款	10教育費			国庫	
項	05社会教育費			県費	
目	02公民館費			町債	
細目	01公民館管理運営事業			その他	
				一般財源	546
		計	546	計	546
目的	公民館及び役場裏の駐車場（特に障害者用）の白ラインが消失しかけており、公民館利用者の駐車スペースの位置が不明瞭な状況となっている。この状況が続くと、今後の公民館の利用に悪影響を及ぼしかねないため。				
概要	現在の消失しかけている白ラインを参考にしながら、落札業者との協議の中で駐車場の構成を再検討し、検討結果に基づいた整備工事を実施する。				

事業名	町民大学実施事業				
担当所属	社会教育課	予算額		予算書頁	78-79
予算	01一般会計	07報償費	120	財源	
款	10教育費	08旅費	24	国庫	
項	05社会教育費			県費	
目	02公民館費			町債	
細目	02まなびあうまちづくり事業			その他	
				一般財源	144
		計	144	計	144
目的					
○町民大学 甲良町民が、共に集い共に学び合う中で、それぞれの生きがいや地域の良さを発見し、社会参加に向けての意識を高める。					
概要					
○町民大学 8月から12月まで全5回の開催。(原則毎月の第1火曜日) 「生活・くらし」「健康・福祉」「歴史・文化」「人権・共生」「趣味・生きがい」の5つのテーマから学びを深める。 特に「人権・共生」では各関係団体との連携を図る観点から、こうらスマイルネットの青少年育成大会との合同開催を予定。受講生拡大に向け、広報を積極的に行う。 予算額 144,000円 (内訳) 講師謝金 120,000円 (@30,000円×4回) 講師旅費 24,000円 (@6,000円×4回)					

事業名	指定文化財修理補助金交付事業				
担当所属	社会教育課	予算額		予算書頁	79
予算	01一般会計	18負補交	1,843	財源	
款	10教育費			国庫	
項	05社会教育費			県費	
目	03文化財保護費			町債	
細目	01文化財保護活動費			その他	
				一般財源	1,843
		計	1,843	計	1,843
目的					
文化財の保存及び管理は所有者に多額の費用負担が発生するものであり、町内の文化財に対する国や県の補助事業に地元である町も補助金を支出する必要があるため。					
概要					
【内訳】 (県指定文化財) ・西明寺フダンザクラ…35,000円（天然記念物のフダンザクラの枯死防止） ・甲良神社本殿…1,381,000円（有形文化財の本殿の檜皮葺の屋根葺替工事など） (国指定文化財) ・名勝西明寺本坊庭園…190,000円（国指定名勝の庭園の支障木の剪定及び水系修理など） ・保存管理事業（西明寺）…237,000円（国宝の本堂等の消防庫屋根の修繕工事）					

事業名	資料館空調整備事業				
担当所属	図書館	予算額		予算書頁	80
予算	01一般会計	17備品購入費	1,540	財源	
款	10教育費			国庫	
項	05社会教育費			県費	
目	04資料館費			町債	
細目	01資料館管理運営事業			その他	
				一般財源	1,540
		計	1,540	計	1,540
目的	図書館内のエアコン（ブラウジング、事務室）の故障による機器の更新を行い、図書館内の空調環境を整え、図書館利用者が快適に過せるように改善する。				
概要	ブラウジング（カウンターの部屋）天吊型エアコン、事務室床置型エアコンの2台を新規更新する。 《令和5年度予算》 ブラウジング天吊型 918,500円 事務室床置型 621,500円				

2 新規拡大事業一覧

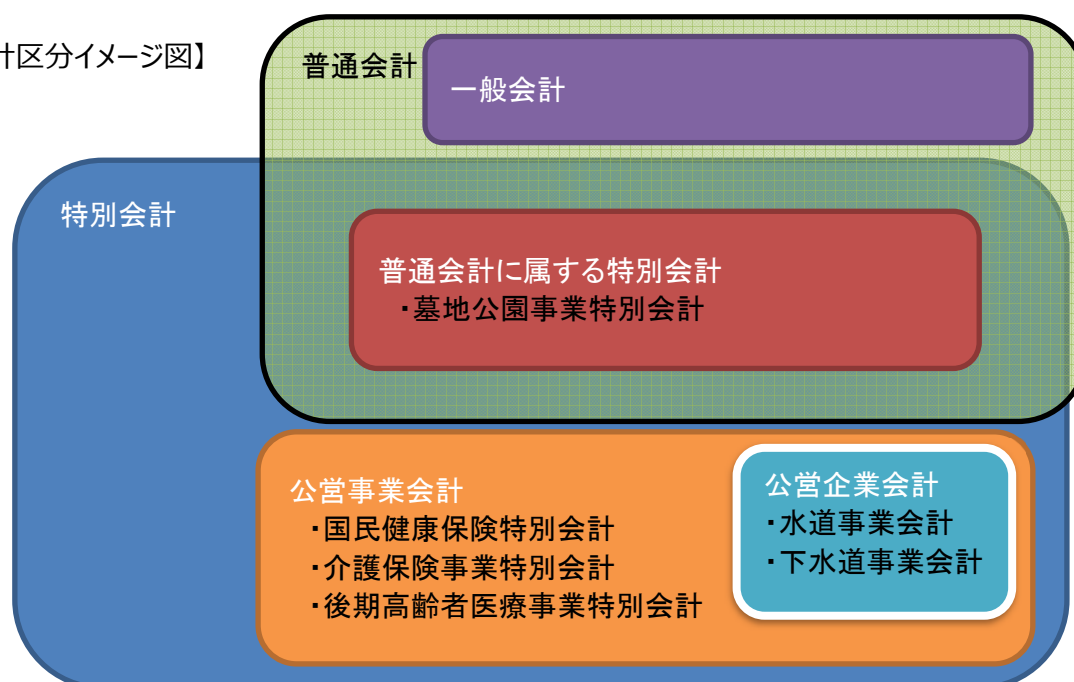
(千円)

担当課	款	項	目	細目	名称	予算額
総務課	02	01	01	01総務一般管理費	人事評価システム導入業務	2,482
企画監理課	02	01	02	01文書広報事業	町広報充実化事業	277
総務課	02	01	03	01財政管理費	インボイス制度対応事業	517
総務課	02	01	04	01一般財産管理事業	庁舎火災通報装置修繕事業	2,232
総務課	02	01	04	01一般財産管理事業	固定資産台帳整備事業	3,146
総務課	02	01	04	01一般財産管理事業	空調機点検事業	3,000
企画監理課	02	01	05	06定住化促進事業	空き家利活用促進事業	350
企画監理課	02	01	06	01電子計算管理事業	自庁舎設置サーバ機器更新事業	62,351
企画監理課	02	01	06	01電子計算管理事業	文字情報基盤文字外字同定対応事業	4,070
企画監理課	02	01	06	01電子計算管理事業	テレワーク推進事業	1,357
住民人権課	02	01	10	02男女共同参画事業	男女共同参画推進事業	237
住民人権課	02	03	01	01戸籍住民基本台帳費	マイナンバーカード普及促進事業	4,267
住民人権課	02	03	01	01戸籍住民基本台帳費	戸籍読み仮名追加対応事業	6,600
総務課	02	04	03	01滋賀県議会議員一般選挙	滋賀県議会議員一般選挙費	4,756
総務課	02	04	04	01甲良町長選挙費	甲良町長選挙費	9,713
総務課	02	04	05	10町議会議員選挙費	町議会議員選挙費	12,954
企画監理課	02	05	03	01住宅・土地統計調査	住宅・土地統計調査	47
保健福祉課	03	01	01	01社会福祉総務管理事業	補聴器購入助成事業	600
保健福祉課	03	01	01	06在宅障害者福祉事業	障害者福祉計画等策定事業	5,203
呉竹地域総合センター	03	01	03	01呉竹総合センター費	児童生徒人権教育推進事業	568
保健福祉課	03	01	08	01保健福祉センター運営事業	保健福祉センター改修事業	19,061
保健福祉課	03	01	09	01社会福祉施設整備・運営事業	社会福祉施設修繕事業	2,912
住民人権課	03	01	10	01後期高齢者医療費	介護予防一体的事业	2,023
子育て支援センター	03	01	12	01家庭支援事業費	発達診断・心理療法拡大事業	1,248
教育総務課	03	02	01	04児童措置事業	子ども・子育て支援事業計画策定事業	2,910
教育総務課	03	02	01	04児童措置事業	保育士確保事業	5,544
保健福祉課	04	01	01	01保健衛生総務費	骨髓等ドナー支援事業	210
保健福祉課	04	01	01	03健康増進事業	第3期食育健康推進計画等策定事業	5,110
保健福祉課	04	01	01	03健康増進事業	がん患者アピアランスサポート事業	50
保健福祉課	04	01	02	01予防接種事業	移植後等再接種費用助成事業	157
産業課	07	01	03	01観光振興費	地域イベント助成金給付事業	1,500
建設水道課	08	01	01	01土木総務管理事業	新積算システム導入事業	2,346
建設水道課	08	04	01	03住宅対策事業	空き家対策事業	3,122
建設水道課	08	05	03	02都市公園管理事業	総合公園内樹木等処理工事	4,845
総務課	09	01	02	01非常備消防費	非常勤消防団員処遇改善事業	323
総務課	09	01	02	01非常備消防費	防火水槽修繕事業	2,717
総務課	09	01	03	01防災費	町防災無線改修事業	2,003
教育総務課	10	01	02	01教育委員会事務局費	教育改革検討委運営事業	300
教育総務課	10	01	02	01教育委員会事務局費	教育先進地滞在型研修事業	200
学校教育課	10	01	03	05児童生徒支援事業	部活動指導員設置事業	1,344
学校教育課	10	01	03	05児童生徒支援事業	スクールソーシャルワーカー派遣事業	1,539
教育総務課	10	01	05	01教育施設整備費	特殊建築物定期報告調査事業	1,287
教育総務課	10	01	05	01教育施設整備費	東こども園空調整備事業	26,032
教育総務課	10	01	05	01教育施設整備費	西小学校安全確保事業	9,354
教育総務課	10	01	05	01教育施設整備費	西こども園音響設備更新事業	2,681
教育総務課	10	01	05	01教育施設整備費	西こども園消火設備更新事業	1,958
教育総務課	10	01	05	01教育施設整備費	中学校エアコン更新事業	1,782
東小学校	10	02	01	01東小学校管理費	地域学校協働活動推進事業	576
中学校	10	03	01	01中学校学校管理費	地域学校協働活動推進事業	576
社会教育課	10	05	02	01公民館管理運営事業	公民館駐車場整備事業	546
社会教育課	10	05	03	01文化財保護活動費	指定文化財修理補助金交付事業	1,843
図書館	10	05	04	01資料館管理運営事業	資料館空調整備事業	1,540

《 参考資料 1 》 『財政用語の説明』

- 一 般 会 計 : 予算単一主義の原則に基づき中心的な会計として編成される、町税（町民税や固定資産税など）を主な財源として、社会福祉・保健衛生・環境保全・道路建設・消防防災・教育や文化の振興などの事業を行う会計です。
- 特 別 会 計 : 特定の歳入（国民健康保険税など）をもって特定の歳出（保険給付費など）に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するための会計。墓地公園事業会計は普通会計に属する特別会計で、法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険会計などの公営事業会計、さらには水道事業会計のような公営企業会計に区分されます。
- 公 営 事 業 会 計 : 地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならないとされる公営企業や公営事業のための会計。
次のように分類されます。
①公営企業会計 ②国民健康保険事業、介護保険事業会計等
③上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業
- 公 営 企 業 会 計 : 公営事業会計のなかでも独立採算を基本とし、地方公営企業法の全部又は一部の適用を受けて設置する会計を公営企業会計といいます。甲良町では、水道事業と下水道事業に企業会計を設置しています。
- 普 通 会 計 : 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握および比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分のことで、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計をまとめたもの。甲良町では一般会計、墓地公園会計を合算したものとなります。

【会計区分イメージ図】



標準財政規模	： 各自治体が合理的で妥当な水準で行政サービスを実施するために必要となる一般財源の全国的にみた標準的な額で、全国一律の算出方法に基づき、毎年度、普通地方交付税の算定時に算出されます。
基準財政収入額	： 普通地方交付税の算定に用いるもので、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等を基準財政収入額といい、市町村分にあつては、税収見込額の75%と各譲与税収入見込額で計算します。
基準財政需要額	： 普通交付税の算定基礎となるもので、自治体が合理的かつ妥当な水準にある行政運営を行い、又は施設を維持するために必要となるであろう金額を一定の方法によって合理的に算出した額。
財政力指数	： 地方公共団体の財政力を示す指数で、数値が1に近いほど財政力が豊かと判断されます。（基準財政収入額÷基準財政需要額で求め、過去3ヶ年の平均値）
実質収支比率	： 標準財政規模に対する実質収支額（歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を控除した決算額）の割合
積立金現在高比率	： 標準財政規模に対する財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の積立現在高の割合
地方債現在高	： 各年度末における町債の未償還元金（借入れた元金のうち、返済が済んでいない）額
地方債現在高比率	： 標準財政規模に対する地方債の未償還元金額の割合
実質公債費比率	： 普通会計の一般財源に占める公債費（下水道事業会計・一部事務組合の公債費負担分を含む）の割合を指し、当該年度以前3ヶ年の平均数値で、18%を超えると新たな町債の発行に制限がかかります。
公債費負担比率	： 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合
経常収支比率	： 財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、町税、地方交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかの比率
将来負担比率	： 一般会計等が将来負担すべき実質的な債務残高（＝公営事業会計＋一部事務組合等＋地方公社・第三セクター等の分を含む）が標準財政規模の何倍あるかを示す比率。350%を超えると早期健全化団体となり、財政健全化の手順とその実施状況を知事、議会へ報告し公表する必要があります。
総計予算主義の原則	： 「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない（地方自治法第210条）」と定められており、歳入と歳出のそれぞれの総額を計上することで予算の全体を明らかにすることが原則となっているため、収入と支出を相殺し純収入だけを計上する「純計予算主義」はとっていません。

- 予算単一主義の原則 : 予算はできるだけ議会の審議および住民の理解の上からも見やすく、歳入歳出が単一のものが望ましいため、一般会計に重点がおかれて編成されています。ただし、例外として特別会計が設けられています。
- 予算統一の原則 : 地方公共団体の予算は規模が大きく複雑なため、法令により定められた基準に基づいて区分するように定められています。「歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。（地方自治法第211条）」
- 予算事前議決の原則 : 当初予算は年度開始前に議会議決を経るものとされているため、町長は翌年度の予算案を年度開始の20日前までに議会に提出することが義務付けられています（地方自治法第211条）。
- 予算公開の原則 : 予算が議会で議決されると、議長は3日以内に町長に通知して、町長はその内容を住民に公表すること（地方自治法第219条）となっているほか、年2回以上財政状況を公表するように定められています（地方自治法第243条の3）。甲良町では町広報4月臨時号において当初予算概要を、5月と11月に財政事情を公表しています。
- 会計年度独立の原則 : 「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない（地方自治法第208条）」と定められているため、当年度の歳出を翌年度の歳入で支出したりすることは禁じられており、5月末までの出納閉鎖期間で整理し他の年度に影響を及ぼさないこととされています。ただし、例外として繰越明許費などがあります。
- 繰越明許費 : 事業の性質上、又は予算成立時期などの理由によって年度内に支出を終わらない見込みのものについて、議会に限度額の議決を得て翌年度に限り繰り越して使用することができる制度、またはその金額のことをいいます。天災など避けがたい理由によって、年度内に支出が終わらなかった場合は事故繰越として分類して議会へ事後報告することになっています。
- 一般財源 : 使い道が特定されず、どのような目的にも使用できる財源（町税、地方交付税、地方譲与税など）です。そのうち経常的に収入される歳入から特別交付税などを除いたものは経常一般財源と分類されます。
- 特定財源 : 一般財源とは逆に、道路建設や福祉事業に使用するなど使い道が特定されている財源（国庫支出金、県支出金、町債など）を言います。
- 基金 : 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産で、次のような分類があります。
①財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立て経済事情の変動等で財源が不足する場合の財源として利用する基金
②減債基金 地方債の償還を計画的に行うために資金を積み立てた基金
③特定目的基金 教育や文化振興など特定の目的のために積み立てた基金。甲良町では一般会計で7基金を積み立てています。
その他定額で運用している基金として土地開発基金があります。

《 参考資料 2 》 令和 5 年度予算編成方針

甲良町訓令第 38 号

所属長 各位

令和 5 年度予算編成方針を次のとおり定めるので、適切な予算要求を期する。

令和 4 年 10 月 3 日

甲良町長 野瀬喜久男

1. 予算編成の原則

甲良町財務規則第 5 条に定める、予算編成の原則を厳守すること。

(甲良町財務規則第 5 条)

予算は、法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準により経費を算定するとともに、財源を正確に捕そくし、かつ、経済の現実に即応する収入を算定してこれを編成するものとし、もって健全財政の確保に努めなければならない。

2. 第 4 次甲良町総合計画に基づく事業構築

令和 2 年度に策定した第 4 次甲良町総合計画は、令和 3 年度から令和 12 年度を期間として、町が行う施策の基本方向を定め、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための最上位計画である。

したがって、当該計画に基づく事業の推進と予算編成は一体でなければならない。

このため、各所属で所管する事業すべてにおいて、総合計画に定める 4 つの重点プロジェクト、5 つの基本目標（26 政策）のいずれによるものか整理したうえで事業を実施すること。

なお、いずれについても、その成果指標について、毎年度の進捗状況を明らかにすることが必要であることから、KPI を含む事業の進捗状況は、別途、計画を所管する企画監理課が取り纏めを進めること。

3. 負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針（令和 3 年 10 月 11 日策定）に基づく事業見直し

令和 4 年度予算編成にあたり、「財政危機」を内外に発信する取り組みとして負担金等について見直しを実施し、57 件 2,040 千円の予算削減を行った。

令和 4 年度半期を経過して、編成時の検討により削減したもの、または継続を選択したものによる町行政への効果を正負両面から整理した上で、担当課として、令和 5 年度予算要求に反映しておくこと。この整理に際しては、単なる金銭面のコストのみでなく、協議

会等による事業の代理的実行等の利点も考慮すること。

加えて、表題見直しに関する指針に基づき、改めて支出の見直しを行うこと。

4. 甲良町「財政危機宣言」による危機感の共有

令和4年4月1日に町長は「財政危機宣言」を発出した。

この宣言は、本町が従前から財政脆弱下で行政運営を行っており、財政構造の弾力性、起債償還の負担比率や年度間の財源を調整する財政調整基金残高が乏しい状況を知らせるとともに、町民への住民サービスの低下をまねかないようにするため、町職員が主体的に改善努力の取り組みをすすめる趣旨である。

具体的には「甲良町第三次財政健全化計画」を策定し、行財政改革委員会の監視のもと持続的に「改善プログラム」の実施するものである。

この効果は即座に現れるものではないが、すべての職員に町財政の現状に対する危機感の共有を求め、それぞれにおいて健全化に向けた努力をされたい。ただし、改善プログラムは作成途上のため、各所属において考えうることを予算要求へ反映されるよう求める。

5. 過疎法に基づく「甲良町持続可能な地域づくり計画」の策定及び実行

この計画については、本町が令和4年4月1日付で過疎地域に指定されたことを受け策定を進めているものであり、10月5日に甲良町議会全員協議会でその案の説明、その後滋賀県に約1ヶ月をかけて意見照会をし、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に基づき、12月定例議会において議会の議決を経て甲良町の計画として策定するものである。

現在、この計画策定は大詰めの時期にある。

このことから、令和5年度以降に想定されるすべてのソフト&ハード事業が網羅的に計画記載できるよう、企画監理課の指示調整のもとに、今一度最終点検を行うこと。無論、これは無制限の歳出拡大を意味するものでなく、財政規律の確保は常に行われている必要があることに留意すること。

加えて、人口減少下における持続的発展のため、この計画の適切な実行が求められることを理解すること。

※. 本町は、一度目の特措法として同和对策特別事業特別措置法下で重点施策・事業を実施し、二度目のとして今回は過疎特措法下で最重要施策の推進をすることになる。

6. 野瀬町政における「みんなでまちづくり」の推進

野瀬町政において提唱する「みんなでまちづくり」は、次の2点を核としている。

○団体自治：職員が法令にもとづいて能率的に事務を推進する

○住民自治：住民が地域課題や活動に積極的に参加するまちづくりを職員が誘導する

要は、行政と住民が協力・連携してまちを元気にする取り組みを「みんなでまちづくり」と表現したものである。

地方公共団体のすべての業務は、地域社会全体を安定・向上させ、住民の福祉（幸福）を増進させることを目的としている（地方自治法第2条）。

住民の福祉の増進のために必要なことは、それぞれの施策が着実に前進するよう取り組みを進めることであり、令和5年度については、次の五つの事業を重点的に進めることとする。

このため、予算についても重点的に配分するものとし、それぞれ示した担当部署において事業推進の具体的方策・事業概要を策定し、任意様式によりA4用紙1枚程度にまとめたうえ、予算要求に際し提出すること。なお、教育委員会にあっては、地方自治法第180条の2、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の2、第22条第6号、及び第24条により作成及び提出につき理解されたい。

- （1）家庭支援の充実（**教育委員会**）
- （2）子どもの学力向上（**教育委員会**）
- （3）町民の健康づくり（**保健福祉課**）
- （4）地域福祉活動の集落支援（**保健福祉課**）
- （5）集落コミュニティの活性化（**企画監理課**）

以上の方針により、総務課長が発出する予算編成要領に基づく予算要求に対し、全体のバランスや後年度への影響を加味し、令和5年度予算の編成を行うこととする。